

第6編 出願、審査・審判、登録分野

第1章 国内出願分野

第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野

第3章 登録分野

第4章 審査分野

第5章 審判分野

第1章 韓国内の出願分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権の出願動向

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

2010年度の産業財産権の全体出願件数は361,489件で、2009年の364,990件に比べ1.0%減少したが、商標登録の更新出願件数を除いた新規の出願件数だけを見ると348,658件で、2009年の342,003件に比べ1.9% (6,655件) 増加した。

- * 2010年の商標統計は、商標法改正(2010.7.28)により商標更新登録出願が商標更新登録申請に変更され、2010年7月27日までの商標更新登録出願件数のみ含む。
- * 以下すべての統計は、商標更新登録出願件数を除いた新規出願件数で分析した。

権利別の出願動向をみると、特許出願は169,573件で前年対比3.7%増加した反面、実用新案登録出願は13,657件で20.3%、デザイン登録出願は57,167件で前年対比各々1.3%の減少となった。

また、商標更新登録出願を除いた新規商標登録出願をみると108,261件で、前年対比4.7%増加となった。

<表VI-1-1>過去5年間の権利別出願状況

(単位:件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
特許	166,189	172,469	170,632	163,523	169,573
(増減率)	(3.3)	(3.8)	(△1.1)	(△4.1)	(3.7)

実用新案	32,908	21,084	17,405	17,144	13,657
(増減率)	(△11.5)	(△35.9)	(△17.4)	(△1.5)	(△20.3)
デザイン	51,039	54,362	56,750	57,903	57,167
(増減率)	(12.9)	(6.5)	(4.4)	(2.0)	(△1.3)
商標	新規	104,648	108,071	99,986	103,433
	更新	17,736	24,217	27,924	22,987
	小計	122,384	132,288	127,910	126,420
	(増減率)	7.2(5.6)	3.3(8.1)	△7.5(△3.3)	3.4(△1.2)
計	新規	354,784	355,986	344,773	342,003
	合計	372,520	380,203	372,697	364,990
	(増減率)	4.0(3.7)	0.3(2.1)	△3.1(△2.0)	△0.8(△2.1)

※注) 1. 出願受理基準である。

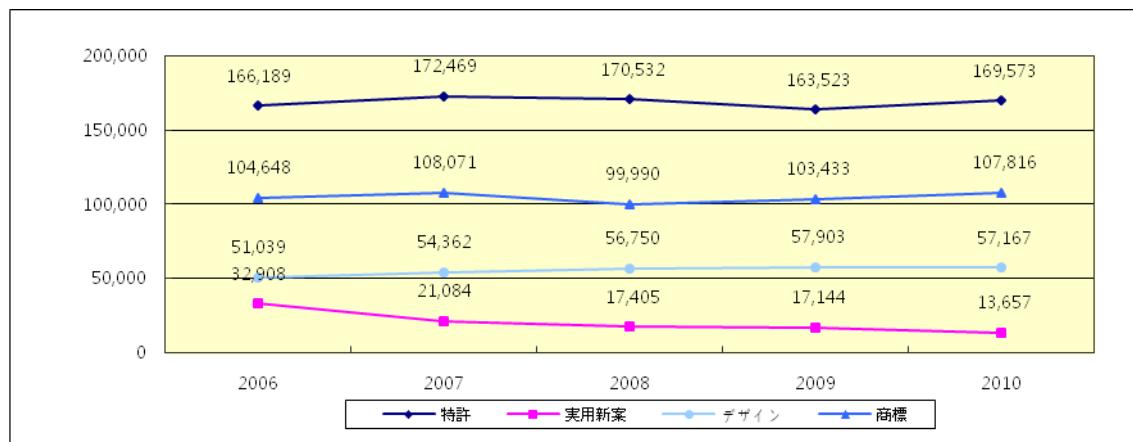
2. ()は商標更新登録出願件数を含んだ増減率である。

3. 複数デザイン、多類商標出願の場合は含まない。

4. 2010年の合計は暫定数値である。(以下同様)

産業財産権の年度別の出願推移は、2006年度355千件、2007年度356千件、2008年度345千件、2009年度342千件で、2007年以後からは世界的な経済不況により出願件数が持続的に減少傾向を見せ、2010年度は348,658件で増加傾向となった。

<図VI-1-1>過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

2010年度の外国人の全体出願は51,916件で、産業財産権全体出願の348,658件の14.9%を占めている。権利別にみると、前年対比特許出願は4.5%、実用新案登録出願は36.2%、デザイン登録出願は20.7%、商標登録出願は12.9%と各々増加した。

<表VI-1-2>自国民・外国人別の出願状況

(単位:件、%)

区分		2009		2010		前年対比増 加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	自国民	127,316	77.9	131,740	77.7	3.5
	外国人	36,207	22.1	37,833	22.3	4.5
	計	163,523		169,573		3.7
実用新案	自国民	16,801	98.0	13,190	96.6	△21.5
	外国人	343	2.0	467	3.4	36.2
	計	17,144		13,657		△20.3
デザイン	自国民	54,934	94.9	53,583	93.7	△2.5
	外国人	2,969	5.1	3,584	6.3	20.7
	計	57,903		57,167		△1.3
商標	自国民	94,546	91.4	98,229	90.7	3.9
	外国人	8,887	8.6	10,032	9.3	12.9
	計	103,433		108,261		4.7
合計	自国民	293,597	85.8	296,742	85.1	1.1
	外国人	48,406	14.2	51,916	14.9	7.3
	計	342,003		348,658		1.9

3. 法人及び個人の出願状況

2010年度の法人出願は233,095件で前年対比4.6%増加した。個人出願は115,563件で前年対比3.1%減少した。

法人の場合、実用新案登録出願が前年対比16.8%減少した反面、特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願は、前年対比各々6.5%、6.3%、1.8%が増加した。個人の場合には、商標登録出願が8.6%増加した反面、特許出願、実用新案登録出願、デザイン登録出願は、前年対比各々6.3%、22.0%、9.3%減少した。

<表VI-1-3>法人・個人別の出願状況

(単位:件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2009	2010	増 加 率	2009	2010	増 加 率	2009	2010	増 加 率
特許	127,935 (78.2)	136,234 (80.3)	6.5	35,588 (21.8)	33,339 (19.7)	△6.3	163,523	169,573	3.7
実用 新案	5,521 (32.2)	4,594 (33.6)	△ 16.8	11,623 (67.8)	9,063 (66.4)	△22.0	17,144	13,657	△20.3
デザ イン	29,828 (51.5)	31,705 (55.5)	6.3	28,075 (48.5)	25,462 (44.5)	△9.3	57,903	57,167	△1.3
商標	59,497 (57.5)	60,562 (55.9)	1.8	43,936 (42.5)	47,699 (44.1)	8.6	103,433	108,261	4.7
計	222,781 (65.1)	233,095 (66.9)	4.6	119,222 (34.9)	115,563 (33.1)	△3.1	342,003	348,658	1.9

※注) ()内は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

2010年度の女性出願は、20,493件で前年対比1.6%増加した。学生出願は3,421件で前年対比19.9%減少した。

女性出願の場合は2007年度に一時期停滞したが、2007年以降は増加傾向を見せていく。女性の社会進出や地位向上などの環境変化と、女性企業家の優秀商品や発明品の博覧会、全国巡回知的財産権の説明会、女性発明の優秀事例発表会など、女性の発明に対して特許庁が行った政策的な努力が継続しており、女性出願が持続的に増加するものと判断される。

学生の場合、出願手数料は、これまで出願件数と関係なく100%減免(商標登録出願手数料は除外)優遇を受けていたが、2009年からは権利別に各々年間10件に対してのみ手数料の免除が認められ、それ以上の出願手数料については免除対象外となり、大幅に減少したものと分析される。

<表VI-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位:件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
女性	20,021 (25.3)	19,299 (△3.6)	19,553 (1.3)	20,170 (3.2)	20,493 (1.6)
学生	4,858 (29.4)	5,637 (16.0)	6,532 (15.9)	4,273 (△34.6)	3,421 (△19.9)

※注)1. ()内は、前年対比増加率である。

2. 学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

KIPO-Netによる電子出願の実施及びインターネットを通した各種請願サービスの拡充により、産業財産権に関する専門知識がない一般国民も複雑な出願手続きを簡単で正確に行うことができるようになり、代理人を通じない直接出願の比率が持続的に上昇した。また、比較的個人出願の比重が高い実用新案登録出願は、先登録制度の廃止と二重出願制度の廃止などの影響により、前年対比減少傾向となった。

しかし、電子出願システム機能の改善、特許顧客相談センター専門相談員による出願書類作成の遠隔相談支援及びオーダーメード型の誤謬解決システムを含む出願Expert Systemの構築、赤表示案内制度の施行などの充実した政策を通じて、今後は代理人を通じない直接出願の比率が増加する見通しである。

<表VI-1-5>代理人有無別の出願件数

(単位:件、%)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
代理人	284,943	285,311	274,027	271,160	282,902
出願	(80.3)	(80.1)	(79.5)	(79.3)	(81.1)
直接	69,841	70,675	70,746	70,843	65,756
出願	(19.7)	(19.9)	(20.5)	(20.7)	(18.9)
計	354,784	355,986	344,773	342,003	348,658
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

※注) ()内は代理人有無別の構成比である。

6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

産業財産権の主要4ヶ国(いわゆる産業財産権の3極+中国)過去5年間の出願動向を特許出願を通じて調べてみると、最も多い出願件数を見せた国は米国で、過去5年間の全体の出願件数が2,185,280件であることが明らかになった。その次に多く出願件数を見せた国は日本、中国、ヨーロッパ(EP0)の順であることが分かった。

特に中国の場合は、開放化及び産業化の影響により急激な出願増加を見せている。日本の出願件数は持続的に減少する傾向であるため、そのうち日本と対等な出願状況を見せるものと判断される。

<表VI-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況

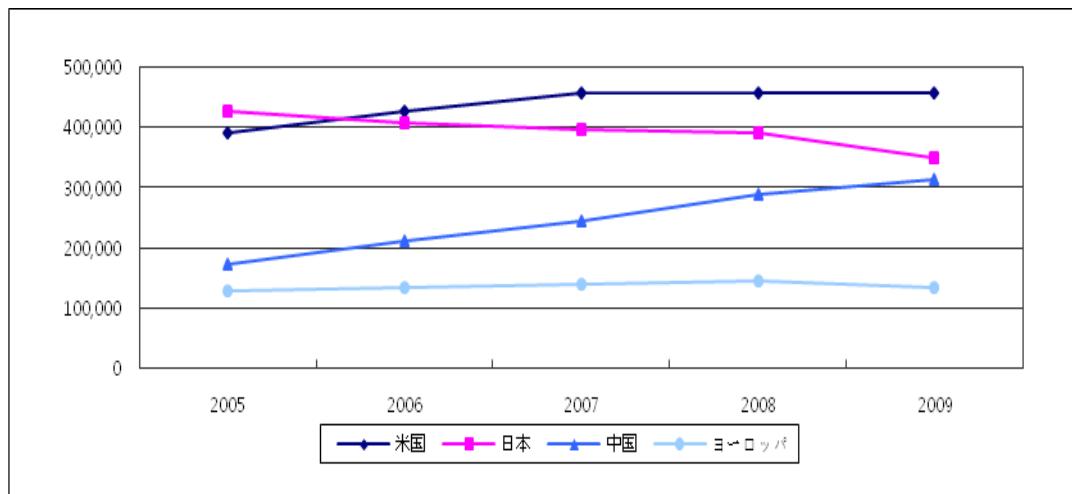
(単位:件、%)

区分	2005	2006	2007	2008	2009
米国	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	456,321 (0.0)	456,106 (△0.0)
日本	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)	391,002 (△3.1)	348,596 (△10.8)
中国	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,573 (8.5)
ヨーロッパ	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	146,150 (3.8)	134,580 (△7.9)

※注) : 1. WIPOホームページ参考

2. ()は前年対比増加率

<図VI-1-2>主要国過去5年間の特許出願推移



7. 韓国的主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願状況

顧客協力局 国際協力課 工業事務官 キム・テグン

<表VI-1-7>過去5年間の韓国的主要国に対する特許出願状況

(単位:件、%)

区分		2005	2006	2007	2008	2009	平均 増加率
米国	韓国人 出願	17,217 (26.2)	21,685 (26.0)	22,976 (6.0)	23,584 (2.6)	23,950 (1.5)	12.5
	米国 全体出願	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	456,321 (0.0)	456,106 (△0.0)	5.1
日本	韓国人 出願	6,845 (18.4)	7,220 (5.5)	6,347 (△12.1)	5,599 (△11.8)	4,782 (△14.6)	△2.9
	日本 全体出願	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)	391,002 (△3.1)	348,596 (△10.8)	△4.1

ヨーロ	韓国人 出願	3,854 (34.2)	4,596 (19.3)	4,934 (7.4)	4,347 (△11.9)	4,193 (△3.5)	9.1
	ヨーロッパ (EPO) 全体出願	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	146,150 (3.8)	134,580 (△7.9)	1.8
中国	韓国人 出願	8,131 (38.8)	9,187 (13.0)	8,467 (△7.8)	8,022 (△5.3)	-	9.7
	中国 全体出願	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	289,838 (18.2)	314,573 (8.5)	19.5

※注) : 1. WIPOホームページ参考

2. ()内は前年対比増加率

第2節 権利別・産業部門別の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

1. 特許・実用新案登録の出願

特許出願の産業部門別の構成比は、自国民・外国人の全体の電気・通信分野の出願が各々44.4%、45.9%であり、全体出願のほとんどを占めている。自国民の場合は、機械分野の出願比率が17.0%であり、外国人の同じ分野の出願比率11.8%に比べて相対的に高い反面、外国人の場合には、化学分野の出願比率が20.1%であり、自国民の同じ分野の出願比率の8.2%に比べて高く現れた。

また、2010年の実用新案出願の産業部門別の構成比は、自国民は機械分野の出願が23.9%で、電気・通信分野19.1%より高く現れた反面、外国人の場合には、電気・通信分野の出願が36.8%で、機械分野の出願比率の22.7%より高かった。

<表VI-1-8>産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況

(単位:件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱	飲料	事務	農林	雑貨	その他
特許	韓国	22,406 (17.0)	10,737 (8.2)	1,894 (1.5)	58,526 (44.4)	9,205 (7.0)	4,628 (3.5)	10,671 (8.1)	703 (0.5)	2,802 (1.7)	5,466 (4.1)	5,102 (3.9)
	外国	4,487 (11.8)	7,817 (20.1)	875 (1.0)	17,870 (45.9)	443 (1.2)	1,284 (3.4)	8,580 (9.5)	214 (0.8)	180 (0.4)	548 (1.4)	1,775 (4.7)
	小計	26,878 (15.8)	18,854 (10.8)	2,869 (1.4)	75,896 (44.8)	9,648 (5.7)	5,912 (3.5)	14,251 (8.4)	917 (0.5)	2,462 (1.5)	6,014 (3.5)	6,877 (4.1)
実用 新案	韓国	8,158 (23.9)	287 (2.2)	892 (3.0)	2,521 (19.1)	1,813 (12.2)	178 (1.3)	748 (5.6)	280 (2.1)	680 (5.2)	2,787 (21.1)	556 (4.2)
	外国	106 (22.7)	14 (3.0)	12 (2.6)	172 (36.8)	18 (4.1)	10 (2.1)	17 (3.6)	4 (0.9)	2 (0.4)	101 (21.6)	10 (2.1)
	小計	8,264 (23.9)	301 (2.2)	404 (3.0)	2,693 (19.7)	1,832 (11.9)	188 (1.3)	760 (5.6)	284 (2.1)	682 (5.0)	2,888 (21.1)	566 (4.1)
合計	韓国	25,564 (17.6)	11,024 (7.6)	2,886 (1.6)	61,047 (42.1)	10,818 (7.5)	4,801 (3.3)	11,414 (7.9)	983 (0.7)	2,982 (2.1)	8,253 (5.7)	5,658 (3.9)
	外国	4,573 (11.9)	7,631 (19.9)	887 (1.0)	17,542 (45.8)	462 (1.2)	1,294 (3.4)	8,587 (9.4)	218 (0.6)	162 (0.4)	649 (1.7)	1,785 (4.7)
	小計	30,137 (16.4)	18,655 (10.2)	2,773 (1.5)	78,589 (42.9)	11,280 (6.2)	6,095 (3.3)	15,011 (8.2)	1,201 (0.7)	3,144 (1.7)	8,902 (4.9)	7,443 (4.1)

※注) ()内は比率である。

2. デザイン登録出願

2010年度のデザイン登録出願状況を調べてみると、自国民は土木及び建築用品が14.2%、住宅設備用品が13.0%、事務用品及び販売用品が10.2%で、比較的高い出願比率を見せた。外国人の場合には電気・電子・通信・機械機器分野の出願比率が21.0%で最も高く現れ、その次に産業用機械分野が11.7%、住宅設備用品が9.2%順で高い出願率を示した。

<表VI-1-9>産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位:件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
加工食品及び嗜好品	146	0.3	16	0.4	162	0.3
衣服及び身の回り品	4,662	8.7	311	8.7	4,973	8.7
生活用品	4,119	7.7	279	7.8	4,398	7.7
住宅設備用品	6,992	13.0	329	9.2	7,321	12.8
趣味・娯楽用品 及び運動競技用 品	1,218	2.3	132	3.7	1,350	2.4
事務用品及び 販売用品	5,489	10.2	254	7.1	5,743	10.0
運輸及び運搬機械	1,069	2.0	194	5.4	1,263	2.2
電気・電子機械器具 及び通信機械器具	4,044	7.5	754	21.0	4,798	8.4
一般機械器具	1,256	2.3	269	7.5	1,525	2.7
産業用機械器具	1,802	3.4	418	11.7	2,220	3.9
土木・建築用品	7,631	14.2	51	1.4	7,682	13.4
その他基礎製品	5,201	9.7	246	6.9	5,447	9.5

その他	9,846	0.2	328	0.1	10,285	18.0
計	53,475	100	3,581	100	57,167	100

3. 商標登録出願

NICE分類による2010年度の産業部門別の商標出願状況をみると、自国民はサービス業が31.8%で最も高い出願率を見せ、菓子・食品・飲み物類は11.7%、化学製品・薬剤・化粧品類は11.3%と比較的高い出願比率を示した。外国人の場合は化学製品・薬剤・化粧品類が16.7%、機械・電気機械・輸送機械器具類が16.2%・、サービス業が9.5%の順で比較的高い出願率を示した。

<表VI-1-10>NICE分類別の商標登録出願状況

(単位:件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数		件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	11,109	11.3	1,671	16.7	12,780	11.8
一般金属材、建築材料、手動の利器類、非金属製建築材料	1,949	2.0	182	1.8	2,131	2.0
機械、電気機械、輸送機械器具	11,007	11.2	1,629	16.2	12,636	11.7
繊維、繊維製品、衣類	8,058	8.2	824	8.2	8,882	8.2
家具、敷物類、厨房用品	3,622	3.7	225	2.2	3,847	3.6
貴金属、時計、革製品、鞄類	3,466	3.5	300	3.0	3,766	3.5
楽器、玩具、運動具類、たばこ	2,236	2.3	400	4.0	2,636	2.4
紙、文房具、印刷物	3,247	3.3	125	1.3	3,372	3.1
菓子、食品、飲料	11,467	11.7	874	8.7	12,341	11.4
ゴム、プラスチック材料	348	0.4	79	0.8	427	0.4

サービス業	31, 375	31. 8	954	9. 5	32, 329	29. 8
多類指定	9, 684	9. 9	2, 769	27. 6	12, 453	0. 6
その他	661	0. 7	0	0	661	11. 5
計	98, 229	100	10, 032	100	108, 261	100

※多類指定は2つ以上のNICE分類を指定した案件

第3節 公的機関及び大学の特許出願

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

1. 公的機関の特許出願

イ. 公的機関における特許出願状況

公的機関の特許出願は、2010年は9,109件で前年対比9.3%上昇し、増加傾向を見せている。

<表VI-1-11>公的機関の特許出願状況

(単位:件、%)

年度	2006	2007	2008	2009	2010
公的研究機関の特許出願	6,051	6,857	6,892	8,334	9,109
前年対比増加率	29.3	13.3	0.5	20.9	9.3

ロ. 公的機関における多出願順位

1991年から2010年までの多出願第1位の公的機関は、29,037件を出願した韓国電子通信研究所で、全体公的機関出願の39.5%を占め、その次の機関が韓国科学技術研究院、韓国科学技術院、浦項（ポハン）産業科学研究院、韓国化学研究院の順になっている。

<表VI-1-12>公的機関の多出願順位

(単位:件、%)

順位	機関名	1991～2010出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	29,037	39.5
2	韓国科学技術研究院	4,838	6.6

3	韓国科学技術院	4,550	6.2
4	(財) 浦項産業科学研究院	3,426	4.7
5	韓国化学研究院	2,749	3.6
その他	その他	29,002	39.4
合計	-	73,602	100

2. 大学の特許出願

イ. 大学の特許出願状況

大学の特許出願は2006年から2008年まで増加傾向(年平均増加率41.6%)を見せたが、2009年からは増加傾向が多少鈍化し、2010年には11,948件で前年対比7.1%が増加した。これは、大学の研究結果が直ちに事業化に繋がらず、研究実績に対する大学の評価が相対的に配点の高い学術誌への寄稿論文に集中しているからと考えられる。

<表VI-1-13>大学の特許出願状況

(単位:件、%)

年度	2006	2007	2008	2009	2010
大学の特許出願	5,561	8,079	9,812	11,156	11,948
前年比の増加率	57.9	45.3	21.5	13.7	7.1

ロ. 大学における多出願順位

1991年から2010年まで大学における多出願1位の大学は、6,601件を出願した韓国科学技術院で、全体の大学出願の11.5%を占め、延世(ヨンセ)大学、高麗(コリヨ)大学が各々2位と3位を占めている。

特に、上位5位までの大学が占める比重が30.2%を見せ、一部の理工系大学で知名度

が高い大学に特許出願が偏重されていることが分かる。

<表VI-1-14>大学の多出願順位

(単位:件、%)

順位	機関名	1990~2009出願件	占有率
1	韓国科学技術院	6,601	11.5
2	延世大学	2,795	4.8
3	高麗大学	2,763	4.8
4	ソウル大学	2,754	4.8
5	漢陽大学	2,486	4.3
その他	その他	40,241	69.8
合計	-	57,640	100

第4節 自国民・外国人、地域別・企業別の出願状況

顧客協力局 出願課 行政事務官 パク・ギヨンヒ

1. 自国民の出願状況

イ. 地域別の出願状況

ソウル・仁川・京畿などの首都圏における自国民の出願率は、2009年度は75.3%、2010年度は75.2%で毎年小幅減少する傾向が続いている。これは中小企業の知的財産権に対する重要性の認識、電子出願の実施及び国土均衡発展政策などにより、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたからと判断される。

＜表VI-1-15＞自国民の地域別出願状況

(単位:件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010	2009	2010
ソウル	42,108	43,002	4,595	3,791	19,308	19,488	48,869	50,060	114,880	116,341	51.7	51.0
釜山	3,935	3,784	1,014	904	2,424	1,999	3,428	3,831	10,801	10,518	3.6	3.9
大邱	3,585	3,477	882	690	3,130	3,210	2,690	2,687	10,287	10,064	2.8	2.7
仁川	5,719	5,700	1,119	652	3,337	3,207	2,904	2,990	13,079	12,549	3.1	3.1
光州	2,211	2,196	262	207	682	652	1,113	1,412	4,268	4,467	1.2	1.4
大田	9,974	10,462	651	543	1,107	887	2,250	2,272	13,982	14,164	2.4	2.3
蔚山	1,370	1,812	209	181	485	405	513	532	2,577	2,930	0.5	0.5
京畿	37,913	38,772	4,981	3,975	17,432	16,459	19,364	20,687	79,690	79,893	20.5	21.1
江原	1,458	1,563	214	164	463	738	1,347	1,354	3,482	3,819	1.4	1.4
忠北	2,142	2,257	440	242	927	945	1,409	1,475	4,918	4,919	1.5	1.5

忠南	4,073	4,451	614	387	1,525	1,405	2,726	2,378	8,938	8,621	2.9	2.4
全北	2,132	2,421	365	279	867	1,116	1,580	1,552	4,944	5,368	1.7	1.6
全南	1,519	1,659	228	165	623	501	1,358	1,588	3,728	3,913	1.4	1.6
慶北	4,847	5,748	482	380	1,198	1,102	2,269	2,546	8,796	9,776	2.4	2.6
慶南	3,786	3,941	639	578	1,218	1,304	1,940	2,016	7,583	7,839	2.1	2.1
済州	406	438	64	38	97	140	555	711	1,122	1,327	0.6	0.7
その他	138	57	42	14	111	25	231	138	522	234	0.2	0.1
計	127,316	131,740	16,801	13,190	54,934	53,583	94,546	98,229	293,597	296,742	100	100

口. 多出願企業別の出願状況

2010年度の韓国内多出願企業のうち、上位10企業の出願件数は30,319件であり、自国民による全体出願件数の8.7%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が24,596件であり、全体の14.5%を占めている。

また、多出願企業を調べてみると、三星電子、LG電子、韓国電子通信研究所、現代自動車、LGイノテックが1～5位を占めている。

<表VI-1-16>国内10大多出願企業の出願状況

(単位:件)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	三星電子	5,855	10	1,038	89	6,992
2	LG電子	3,948	-	865	979	5,792
3	韓国電子通信研究所	3,123	-	10	3	3,136
4	現代自動車	2,150	-	208	92	2,450
5	LGイノテック	2,180	1	260	5	2,446
6	(株)アモーレパシフ	265	114	529	1,401	2,309

イック							
7	LGディスプレー	2,049	-	19	5	2,073	
8	ハイニックス半導体	1,945	3	-	-	1,948	
9	三星電機株式会社	1,753	-	12	2	1,767	
10	ポスコ	1,328	-	1	77	1,406	
小計		24,596	128	2,942	2,653	30,319	
(自国民出願中の占有率)		(14.5)	(0.9)	(5.1)	(2.5)	(8.7)	
自国民出願の合計		169,573	13,657	57167	108,261	348,658	

2. 外国人の出願状況

イ. 出願人の国籍別出願状況

2010年度の多出願国家を調べてみると、2009年度に続き日本と米国が各々1位と2位を占めている。また、2009年度と同じように日本と米国が外国人(法人含む)全体出願の半分以上である66.7%を占め強みを見せている。また、主な上位多出願国家の順位は、昨年と同一の順位を維持している。

権利別には、特許及びデザインの部分では日本が、商標の部分では米国が優位を占めている。

<表VI-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位:件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		2008 順位
							件数	占有率	
1	日本	2009	14,168	23	1,205	2,574	17,970	37.1	1

		2010	14,191	37	1,499	3,028	18,755	36.1	
2	米国	2009	10,728	23	957	3,117	14,825	30.6	2
		2010	11,404	38	923	3,502	15,867	30.6	
		2009	3,002	7	123	205	3,337	6.9	
3	ドイツ	2010	3,352	9	203	220	3,784	7.3	3
		2009	1,441	3	56	218	1,718	3.5	
4	フランス	2010	1,552	–	97	265	1,914	3.7	4
		2009	1,089	–	56	242	1,387	2.9	
5	スイス	2010	1,023	3	99	245	1,370	2.6	5
		2009	955	–	65	98	1,118	2.3	
6	オランダ	2010	904	2	127	88	1,121	2.2	6
		2009	586	–	40	298	924	1.9	
7	イギリス	2010	569	4	81	383	1,037	2.0	7
		2009	31,969	56	2,502	6,752	41,279	85.3	
	小計	2010	32,995	93	3,029	7,731	43,848	84.5	
		2009	4,238	287	467	2,135	7,127	14.7	
	その他	2010	4,838	374	555	2,301	8,068	15.5	
		2009	36,207	343	2,969	8,887	48,406	100	
	計	2010	37,833	467	3,584	10,032	51,916	100	

四. 多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は日本企業が6社でほとんどを占め、米国3社、ドイツ1社が含まれている。

多出願の順位をみると、米国のクアルコムが1位、日本のソニーが2位、日本のパナソニックが3位、日本の東京エレクトロン、米国のインターナショナルビジネスマシン

が各々4位と5位を占めている。

<表VI-1-18>外国人10大多出願企業別の出願状況

(単位:件)

順位	出願の	国籍	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クオルカムコーポレート	米国	1,376	0	0	24	1,400
2	ソニー	日本	498	0	68	31	597
3	パナソニック	日本	427	0	37	5	469
4	東京エレクトロン	日本	446	1	17	0	464
5	インターナショナルビジ ネスマシン	米国	413	0	0	3	416
6	住友化学	日本	386	0	0	2	388
7	3Mカンパニー	米国	330	1	31	12	374
8	キャノン	日本	355	0	1	2	358
9	東芝	日本	319	0	27	4	350
10	バスプエスイ	ドイツ	342	0	0	4	346

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 世界のPCT国際出願状況

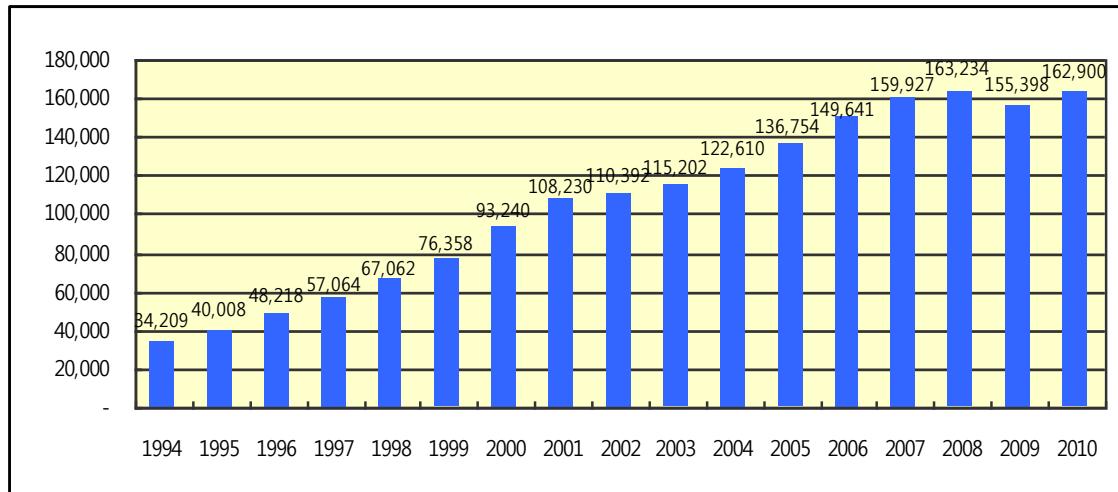
顧客協力局 国際出願課 行政事務官 ジョン・ホボム

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2010年の世界PCT国際出願件数は162,900件であり、2009年(155,398件)に比べ4.8%が増加した。これは最大出願国である米国の出願減少(1.7%減少)と、ヨーロッパの国家らの出願の停滞にもかかわらず中国、韓国、日本などアジア国家のPCT国際出願が急増した結果である。韓国は2009年(8,035件)に比べて20.5%が増えた9,686件で、世界の出願件数の5.9%を占め、米国、日本、ドイツ、中国に続き世界5位を記録した。

世界PCT国際出願において最も大きい比重を占めている国は米国で、2010年の世界PCT国際出願の27.5%(44,855件)を占め、日本が19.7%(32,156件)、ドイツが10.5%(17,171件)、中国が7.6%(12,337件)で後に続いた。PCT国際出願上位10ヶ国の中で、2009年に比べ出願増加率が最も高かった国は中国で56.2%を記録し、韓国は20.5%、日本が7.9%、カナダが7.1%で、その後に続いた。

2010年の世界PCT多出願の企業別順位は、2009年に1位であった日本のパナソニックが2,154件で先頭を維持し、中国のZTEが1,863件で2位、米国のクアルコムが1,677件で3位、中国のHAUWEIが1,528件で4位、オランダのフィリップスが1,435件で5位を占めた。韓国企業ではLG電子が1,298件、三星電子が578件で、2009年と同じように各々7位と17位を記録した。

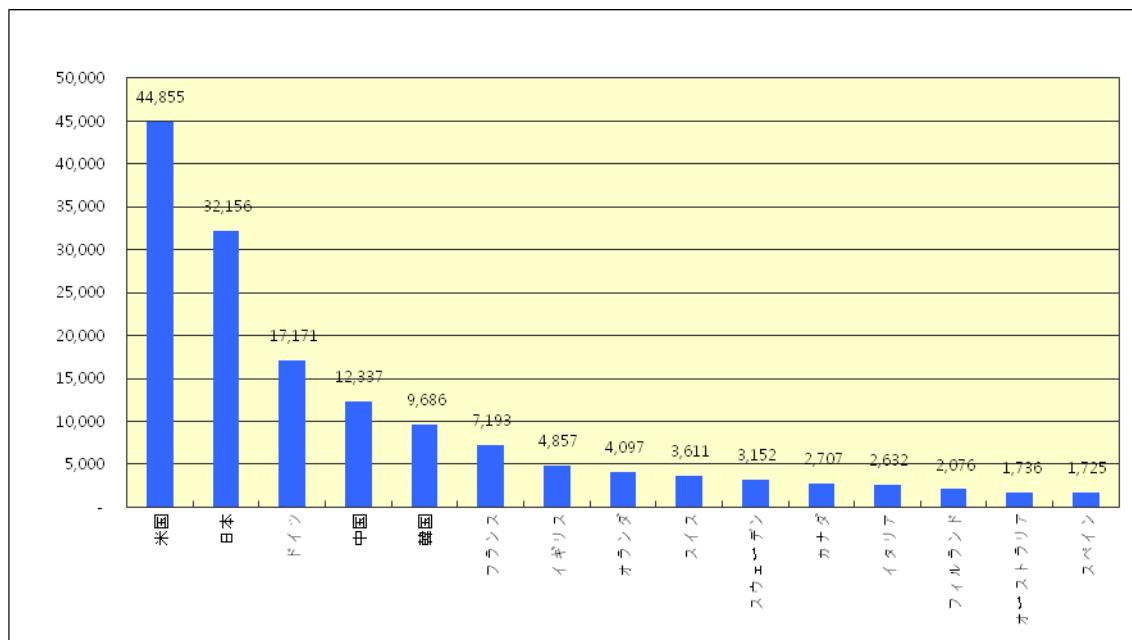
<図VI-2-1>世界PCT国際出願の状況



※ 資料出処:2005年までは特許庁発刊の「知的財産白書2009年」、2006年以後は2011.

2. 9 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁受付資料と若干の差がある)

<図VI-2-2>2010年の世界PCT多出願国の順位



※資料出処:2011. 2. 9 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動の可能性があり、韓国特許庁受付現況と若干の差がある)

2. 韓国のPCT国際出願状況

顧客協力局 国際出願課 行政事務官 ジョン・ホボム

イ. 自国民のPCTを通した海外出願(受理官庁)

2009年の韓国特許庁が受けた(受理官庁)PCT出願は9,639件で、2009年の8,026件に比べ1,613件が増え、20.1%の増加率を見せた。これは米国・ヨーロッパ国家など主要先進国が、依然とした景気低迷の影響により減少または停滞していることを考慮すると、かなり注目すべき水準である。

韓国が増加傾向を継続することができたことは、PCT制度が持つ長所に対する理解、知的財産権の重要性に対する認識拡大、海外で特許権を確保するための韓国企業の持続的な努力が融合された結果と言える。また、特許庁の国際調査及び国際予備審査機関としてのレベルの高い役割の遂行、PCT国際出願の巡回説明会の実施、主な出願企業の訪問及び専用ホームページ運営等を通した支援努力などが効果を現わしたからであると分析される。

特に、2009年から韓国語がPCT国際公開語に含まれることとなり、これまで言語的な問題でPCT制度を簡単に利用できなかった中小企業や個人発明家が、PCT制度を利用して海外に特許を出願できる機会を持つことになったという点も重要な要素として作用した。

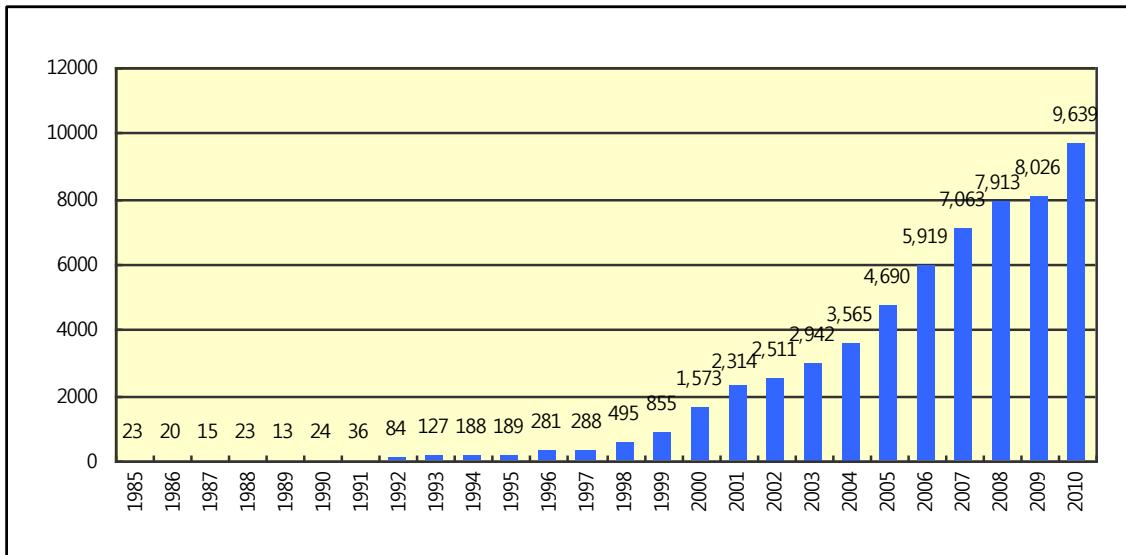
＜表VI-2-1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位:件、%)

年度区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	1,573	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026	9,639
増加率	84.0	47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	12.0	1.4	20.1

※資料出處:特許庁特許情報統計システム

<図VI-2-3>韓国のPCT国際出願状況



※資料出処:特許庁特許情報統計システム

※国際事務局受付日を基準にしたWIPO統計と韓国特許庁の受付現況は若干の差がある。

四. 国内10大PCT多出願法人(企業)の動向

2010年の国内PCT多出願法人(企業)別の出願状況をみると、上位10大の多出願法人の出願件数は2,717件で全体出願件数の28.2%を占め、2008年の37.1%、2009年の30.0%に比べて低くなった。これは経済危機をむかえて大企業が特許の充実化に重点を置いた海外特許獲得戦略を推進していることからと分析される。しかし、多出願上位企業らが占める比重が低くなったにもかかわらず全体的な出願件数が増加したことは、大企業だけでなく中小企業においてもPCT制度が拡大したものと解釈される。

上位10大法人の中には、一般企業5社、大学3箇所、研究所2箇が所属していて、LG電子は2010年に1,334件を出願し5年連続1位を占めている。一方、2009年に10位圏外にあった韓国生命工学研究院が新しく10位圏内に進入し、大学及び研究所でも特許権確保の努力が積極的に行われていることが分かる。

<表VI-2-2>国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位:件)

2010年 順位	2009年 順位	法人名	2005	2006	2007	2008	2009	2010
1	1	LG電子	432	691	895	1,173	1,098	1,334
2	2	三星電子	463	549	616	659	536	690
3	3	LG化学	211	319	282	248	197	176
4	6	LGイノテク	33	37	59	85	80	136
5	4	韓国電子通信研究院	182	258	427	485	184	98
6	8	韓国科学技術院	16	28	38	39	59	73
7	5	ソウル大学	38	41	68	57	85	66
8	7	SKテレコム	58	33	30	53	74	61
9	*	韓国生命工学研究院	13	32	49	62	33	43
10	9	漢陽大学	10	7	22	25	51	40
計			1,456	1,995	2,486	2,886	2,397	2,717

※資料出処:特許庁の特許情報統計システム

※「*」表示は2008年10位圏外の出願企業を意味する

ハ. 個人対法人のPCT国際出願状況

2010年の個人のPCT国際出願件数は2,000件で、2009年(1,819件)に比べ10.0%が増加し、個人出願が占める比率は1.9%が減少した。個人の出願比率が減少した原因是、企業に比べて個人は言語、手続き、費用の側面において利用するのが容易ではないということが示された。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として施行され、すべての国際出願関連

の書類をハングルで作成して提出することが可能になり、言語的な問題で苦労した個人や中小企業が便利にPCT国際出願制度を利用できる契機が構築された。また、特許庁の海外出願費用の支援事業も多角的に行われ、規模も拡大され、個人もすばらしいアイディアや技術さえあればいくらでも外国で特許権を確保できる道が開かれた。

<表VI-2-3>個人対法人のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
個人	1,253 (26.7)	1,477 (25.0)	1,617 (22.9)	1,707 (21.6)	1,819 (22.7)	2,000 (20.7)
法人	3,437 (73.3)	4,442 (75.0)	5,446 (77.1)	6,206 (78.4)	6,207 (77.3)	7,639 (79.3)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出處:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

二. PCT-EASY(FD出願)及びE-filing(電子出願)によるPCT国際出願状況

書面やPCT-EASYによる出願は毎年減っている反面、E-filingによるオンライン出願は増加し続け2010年には93.5%を記録した。これは2009年に世界のPCT出願全体において、E-filingによるオンライン出願が72%程度であることを考慮すると、韓国のオンライン出願環境が世界最高水準に上っていることが分かる。また、出願人もこのような利点を積極的に活用していることが分かる。

出願人の立場では、E-filingで出願する場合には国際出願手数料のうち、300イスフラン(約346,000ウォン)を、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願する場合には100イスフラン(約115,000ウォン)の減免を受けることができるので費用節減の効果も期待できる。

<表VI-2-4>媒体別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
On-Line (比率)	2,965 (63.2)	4,793 (81.0)	6,094 (86.3)	6,940 (87.7)	7,383 (92.0)	9,015 (93.5)
FD(PCT-EASY) (比率)	829 (17.7)	687 (11.6)	713 (10.1)	775 (9.8)	489 (6.1)	440 (4.6)
その他(書面など) (比率)	896 (19.1)	439 (7.4)	256 (3.6)	198 (2.5)	154 (1.9)	184 (1.9)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出処:特許庁の特許情報統計システム

※2005. 2月からオンライン出願を施行

ホ. 言語別PCT国際出願状況

2010年のPCT国際出願のうちの韓国語出願は7,336件で全体の76.1%を占め、英語出願は2,303件で全体の23.9%を占めた。韓国語の出願比率は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に続き2010年にも70%を越えた。これは2009年1月1日から韓国語がPCT国際公開語に施行され、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能になったからである。そのため優先日から14ヶ月内に英語翻訳文を提出した手続きがなくなったことにより、言語的に便利な韓国語出願を積極的に利用することになった結果と見られる。

ただし、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人は英語で出願したい場合には英語で出願することができ、英語で出願した場合には英語で国際公開となり、国語で出願した場合には韓国語で国際公開になるという点を留意しなければならない。

<表VI-2-5>言語別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

年度区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国語	2,880 (61.4)	3,741 (63.2)	4,592 (65.0)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)
英語	1,809 (38.6)	2,177 (36.8)	2,471 (35.0)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)
日本語	1 (-)	1 (-)	- (-)	3 (-)	- (-)	- (-)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出処:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

3. 国際調査・国際予備審査の状況

顧客協力局 国際出願課 行政事務官 ジヨン・ホボム

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/国際予備審査請求の予想件数

韓国庁は1997年PCT総会において国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2010年末に米国をはじめとする12ヶ国との特許庁と業務協約を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び/又は国際予備審査業務を遂行している。

※業務協約締結国:フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)

2010年に韓国特許庁に受け付けた国際調査は計22,707件で2009年の21,068件に比べて7.8%が増加した。その中で韓国の出願人が申請した件数が8,830件で2009年に比べて24.5%が増加した反、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は13,877件で2009年に比べて0.7%が減少した。米国の出願人が申請した件数は、韓国特許庁が受け付けた国際調査の全体の8.7%と外国国際調査の96.0%を占めた。

2008年まで225千ウォンであった韓国の国際調査費用が、2009年には韓国語調査の場合は45万ウォン、英語の調査の場合は90万ウォンに大幅に値上げし、2010年からは英語による調査の場合は130万ウォンに大幅引き上げした。それにもかかわらず外国出願人(特に米国出願人)らが韓国特許庁に継続的に国際調査を申請したことは、引き上げ後も先進国の国際調査機関に比べて相対的に安い国際調査料と、高い国際調査品質により満足できる結果を得ることができたからであると分析される。

<表VI-2-6>PCT国際調査用の写本受付け状況

(単位:件、%)

年度区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	3,850 (99.5)	5,163 (87.5)	6,071 (68.0)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)
米国	- (-)	690 (11.7)	2,735 (30.7)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)
その他の国	20 (0.5)	45 (0.8)	118 (1.3)	282 (1.5)	622 (3.0)	558 (2.4)
計	3,870 (100.0)	5,898 (100.0)	8,924 (100.0)	18,818 (100.0)	21,068 (100.0)	22,707 (100.0)

※資料出處:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

2010年に韓国特許庁に受け付けた 国際予備審査は270件で、2009年の341件に比べ20.

8%が減少した。このような減少傾向は最近数年間続いている。その理由は、2002年から国際予備審査を請求しない場合でも、指定国への進入期間が20ヶ月から30ヶ月に自動延長されるようにPCT条約規則を改正したためであり、また、2004年から国際調査機関でも特許性の検討などの国際予備審査機能を遂行しているからであると分析される。

<表VI-2-7>PCT国際予備審査の請求状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
国際予備審査 請求書受付	655	599	511	359	341	270
増加率	△29.4	△8.5	△14.7	△29.7	△5.0	△20.8

※資料出處:特許庁特許情報統計システム

四. 韓国出願人の国際調査機関の指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁(ISA/KR)の他、オーストリア特許庁(ISA/AT)、オーストラリア特許庁(ISA/AU)、日本特許庁(ISA/JP)を国際調査機関(ISA)で指定して国際調査を受けることができる。

2010に韓国特許庁を受理官庁として出願したPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関として指定した比率は97.8%であり、外国特許庁を国際調査機関として指定した比率は2.2%であった。2009年に比べて外国特許庁を国際調査機関として指定した比率がますます低くなった。これは2010年にオーストリア特許庁が国際調査料を357千ウォンから2,951千ウォンに大幅に引き上げたためだと分析される。

<表VI-2-8>PCT国際調査機関の指定状況

(単位:件、%)

年度 区分	2005	2006	2007	2008	2009	2010
韓国(KR)	4,209 (89.7)	5,368 (90.7)	6,571 (93.0)	7,590 (95.9)	7,442 (92.7)	9,422 (97.8)
その他の国	481 (10.3)	551 (9.3)	497 (7.0)	323 (4.1)	584 (7.3)	217 (2.2)
計	4,690 (100.0)	5,919 (100.0)	7,063 (100.0)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)

※資料出處:特許庁特許情報統計システム、()内は比率

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ホン・イクサン

イ. 2010年度 PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて韓国において特許権(実用新案権)を獲得するためにPCT出願後2010年に、韓国の国内段階に移行した件数は27,842件で前年対比8.4%増加した。これは韓国国内特許(実用新案)出願件数である183,230件の15.2%に該当する。

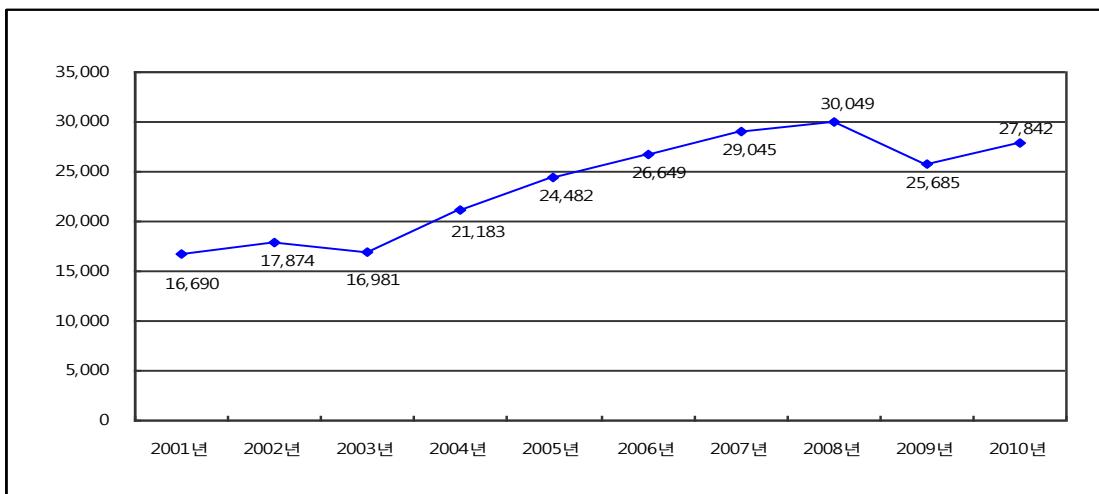
<表VI-2-9>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位:件、%)

年度 分析 分析	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	30,049	25,685	27,842
増減率(%)	10.3	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	3.5	△14.5	8.4

※資料:KIP0統計

<図VI-2-4>PCT韓国への移行状況



口. 韓国への移行状況

2000年以前から持続的に増加傾向を維持してきたPCT国際出願の韓国への移行件数は、2003年に△5.0%のマイナス成長を記録した。これは2003年3月12日から韓国への移行期間が優先日から30ヶ月まで適用を受けることとなり、優先日から20ヶ月以内に国内段階へ移行しなければならない出願案件などが10ヶ月遅延されたからと分析された。遅延となった出願案件が2004年以後に国内段階に移行することによって、2004年と2005年には各々24.7%と15.6%の増加傾向を見せた。2006年と2007年には8.9%と9.0%で安定した増加傾向を見せ、2008年には下半期から始まった世界金融危機によって増加率が3.5%となり平年並みより減少を示した。グローバル景気低迷が本格化した2009年度には△14.5%と急減した。

2010年には世界経済がグローバル金融危機から逃れ、安定した回復傾向を現わすことにより、国内段階への移行件数も8.4%増加となった。このような増加傾向は世界経済にグローバル金融危機のような大型悪材料が発生しない限り2011年にも持続する見通しである。

第2節 マドリッド国際商標出願

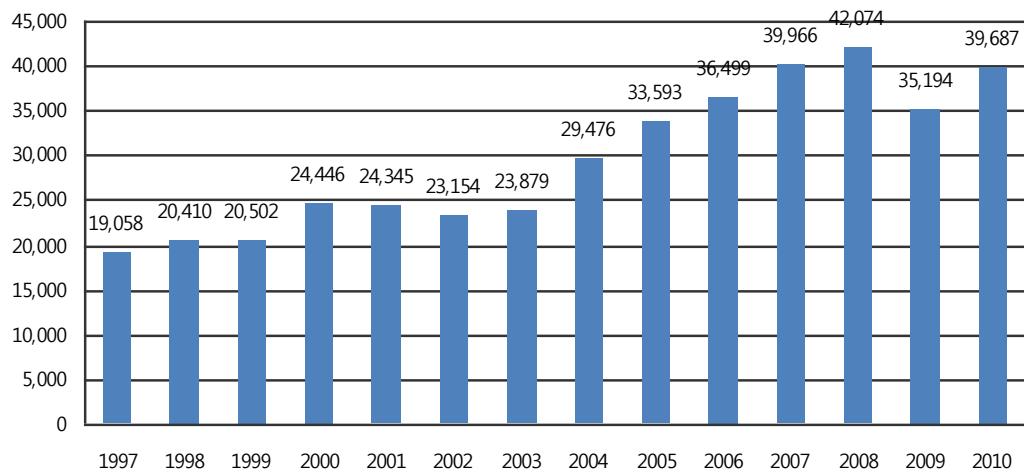
対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 金・キホン

1. 世界の国際商標出願状況

イ. 世界の国際商標出願状況

世界経済回復の影響により2010年度の世界マドリッド国際商標の全体出願件数は39,687件であり、2009年度(35,194件)に比べて4,493件(12.8%)増加した。

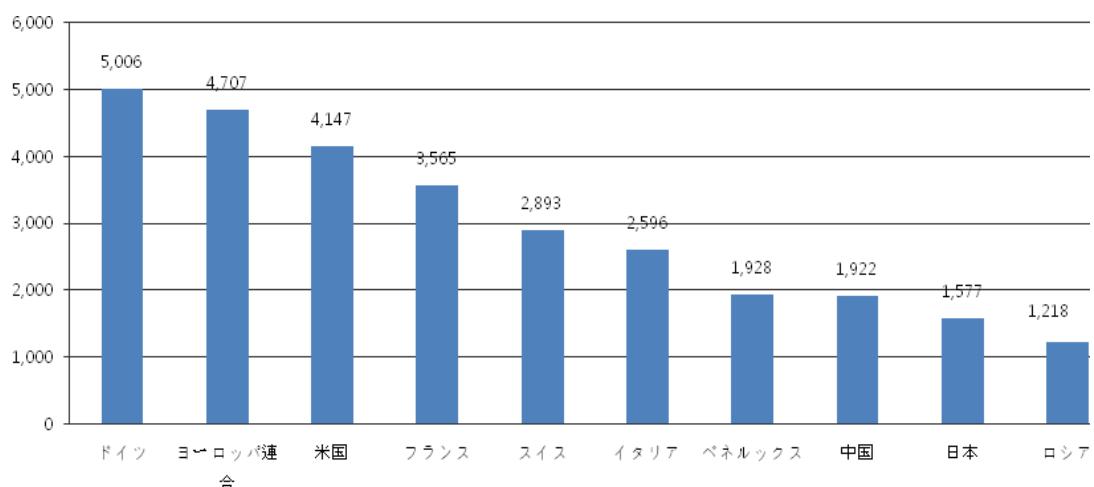
<図VI-2-5>年度別の世界の国際商標出願状況



※資料:WIPO統計

2010年度に、世界マドリッド国際商標の10大多出願国は下記の通りであり、韓国は354件で、2009年度(249件、23位)対比105件(42.2%)増加し17位を占めた。

<図VI-2-6>2010年の世界国際商標の10大多出願国



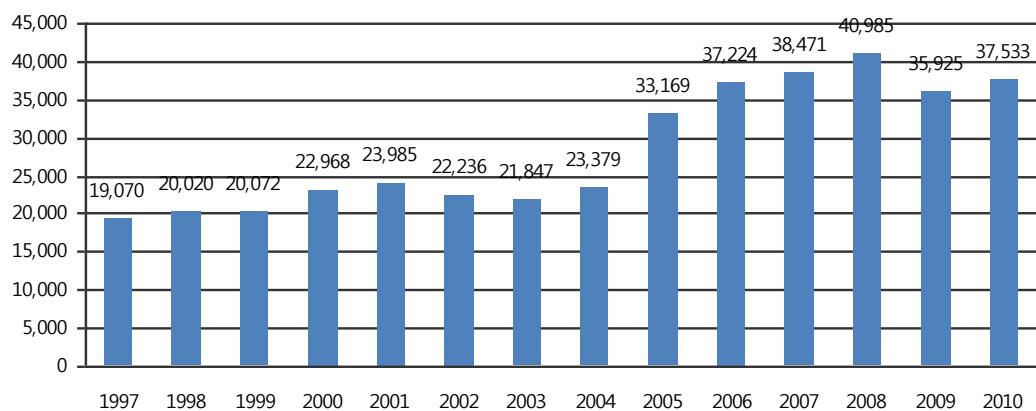
※資料:WIPO統計

※WIPO統計(2010.3.23発表)はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある(WIPO統計249件、KIP0統計282件)

四. 世界の国際登録の状況

2010年度にマドリッド国際登録商標の件数は37,533件であり、韓国と本国とする官庁マドリッド国際出願は305件が国際登録された。

<図VI-2-7>年度別の世界国際商標登録状況

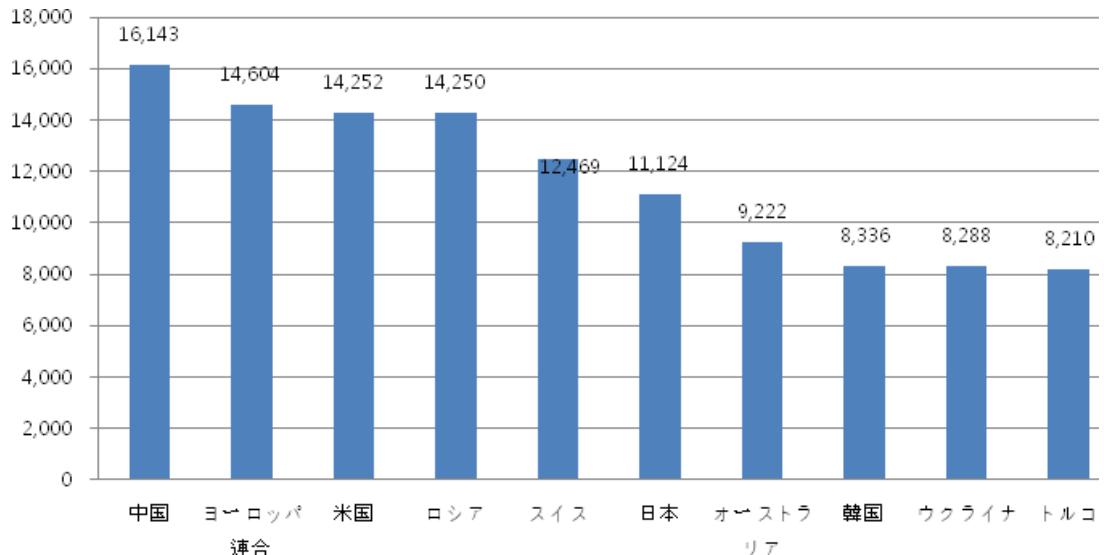


※資料:WIPO統計

ハ. 世界10大指定国の状況

2010年度のマドリッド国際商標出願を通した指定国の順位は、中国が16,143件で1位を占め、その次がヨーロッパ連合、米国、ロシアなどの順にその後に続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は8,336件(国際登録7,103件、事後指定1,233件)と世界8位を記録した。

<図VI-2-8>2010年の世界10大指定国の状況



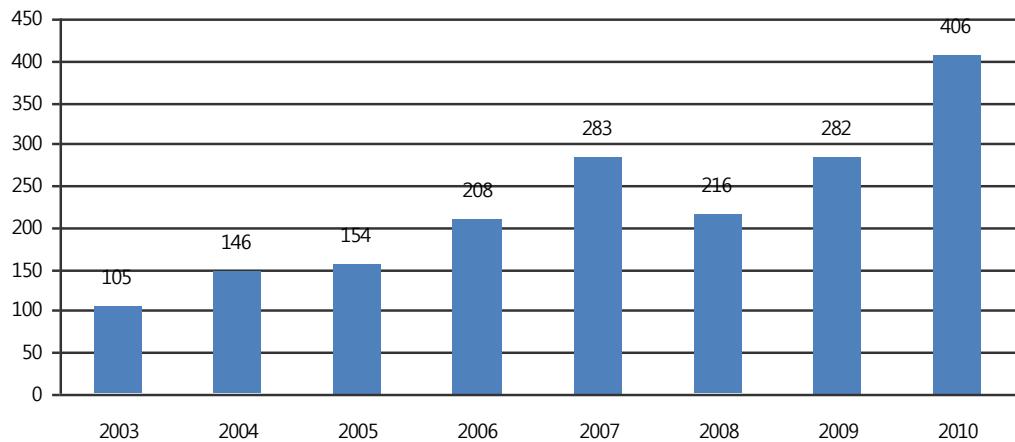
※資料:WIPO統計

2. 国内本国官庁の国際商標出願状況

イ. 国内出願人の国際商標出願状況

2010年度に韓国特許庁を本国官庁として受けたマドリッド国際商標出願は406件(事後指定19件は除外)で、2009年度の282件に比べて44.0%増加した。

<図VI-2-9>年度別の韓国の国際商標出願状況



※資料:WIPO統計

※WIPO統計(2010.3.23発表)はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある(WIPO統計354件、KIPO統計406件)

四. 国内出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月のマドリッド議定書制度施行時から施行されたオンライン電子出願は、施行初期に利用率が30%台に過ぎなかつたが、マドリッド国際出願書の書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果により、2010年には94.8%まで増加した。

<表VI-2-10>年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位:件、%)

年度区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
電子出願	37	44	39	154	196	180	258	385
(占有率)	(35.2%)	(30.1%)	(25.3%)	(74.0%)	(69.3%)	(83.3%)	(91.5%)	(94.8%)
書面出願	68	102	115	54	87	36	24	21

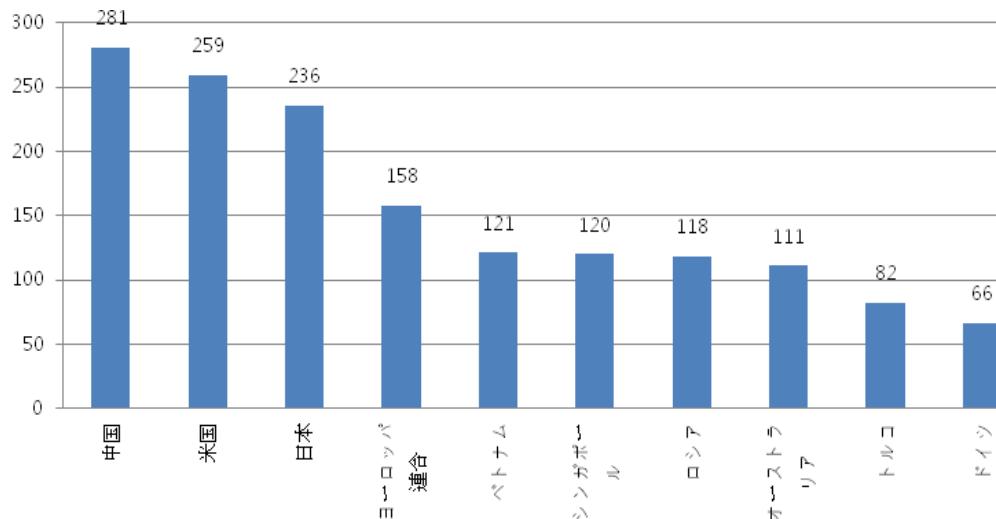
(占有率)	(64.8%)	(69.9%)	(74.7%)	(26.0%)	(30.7%)	(16.7%)	(8.5%)	(5.2%)
計	105	146	154	208	283	216	282	406

※資料:KIP0統計

ハ. 自国民の国際商標出願10大指定国の状況

2010年度のマドリッド国際商標出願を通した自国民の外国指定件数は3,043件であり、中国(281件)、米国(259件)、日本(236件)等の順であった。

<図VI-2-10>2010年の自国民の10大指定国の状況



※資料:KIP0統計

ニ. 韓国国内の10大国際商標多出願人(企業)

2010年度の韓国のマドリッド国際商標多出願企業は、現代自動車、韓国冶金、LGなどの順である。

<表VI-2-11>2010年の韓国の10大国際商標多出願企業状況

(単位:件、%)

順位	出願人名	2010出願件数	占有率
1	現代自動車	22	5.42
2	韓国冶金	17	4.19
3	LG	9	2.22
4	ヌガ医療機	6	1.48
5	LGイノテク	5	1.23
6	LG電子	4	0.98
6	ピジョン	4	0.98
6	LGディスプレー	4	0.98
9	イーストソフト	3	0.74
9	トウレクスタ	3	0.74
	その他	329	81.04
合計		406	100.00

※資料:KIP0統計

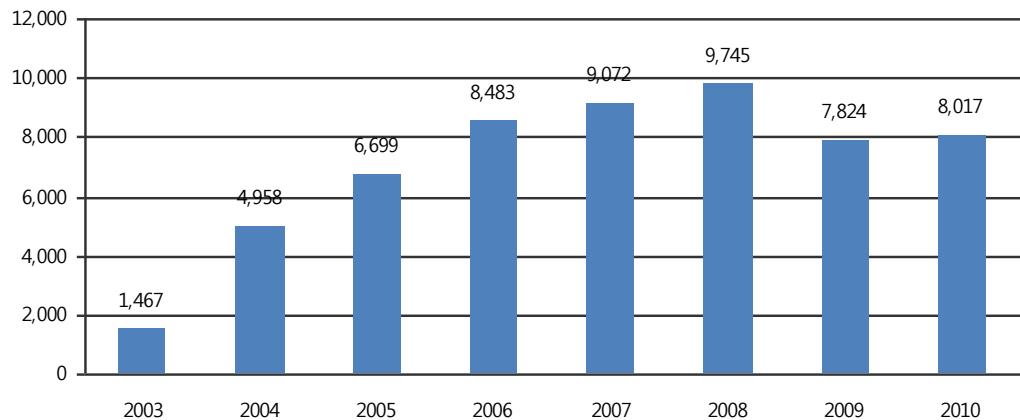
3. 国内指定官庁の状況

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 キム・キホン

イ. 外国人の韓国を指定した国際商標登録出願状況

2010年度に外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は8,017件(国際出願6,831件、事後指定1,108件、名義変更78件)で、2009年度の7,824件対比2.5%増加した。

<図VI-2-11>外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

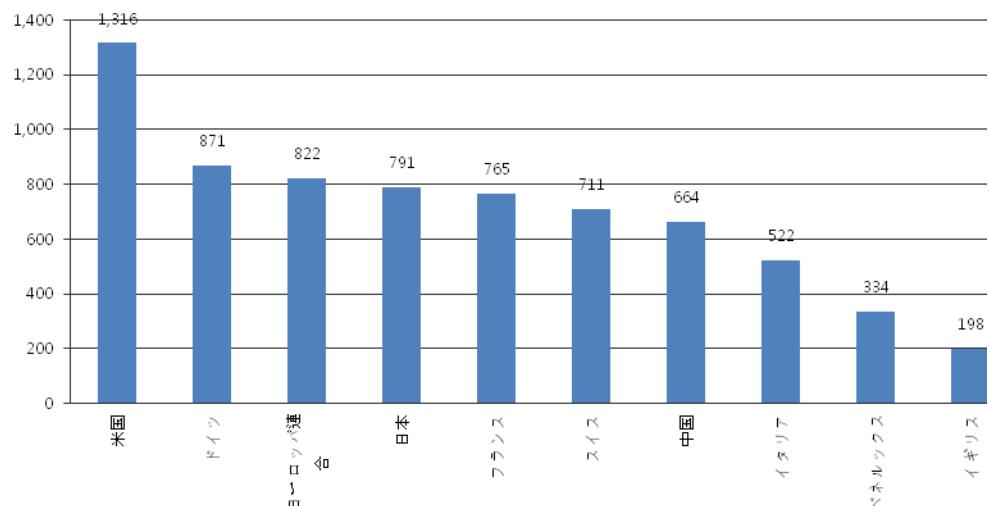


※資料:KIP0統計

口. 韓国指定の10大締約国

2010年度のマドリッド国際商標出願を通じて韓国を指定した10大締約国は米国、ドイツ、ヨーロッパ連合、日本、フランスなどの順である。

<図VI-2-12>2010年の韓国を指定した10大締約国の状況



※資料:KIP0統計

二. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2010年度のマドリッド国際商標出願を通じて海外において韓国を指定した外国企業の出願状況は、スイスのPhilip Morris(タバコ関連製品)が87件、No Vartis(医薬品)が59件、オランダのPhilips(電子製品)が38件を出願して多出願上位企業を占めた。

<表VI-2-12>2010年の韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

(単位:件、%)

順位	外国出願企業	国籍	2010 出願件数	比重
1	Philip Morris Products S.A.	スイス	87	1.09
2	No Vartis AG	スイス	59	0.74
3	Koninklijke Philips Electronics N.V.	オランダ	38	0.47
4	SANOFI-AVENTIS	フランス	36	0.45
4	Microsoft Corporation	米国	36	0.45
6	Apple Inc.	米国	27	0.34
7	Boehringer Ingelheim International GmbH	ドイツ	26	0.32
8	BASF SE	ドイツ	25	0.31
9	Cendres+Metaux Holding SA	スイス	23	0.28
10	Ares Trading S.A.	スイス	20	0.25
	その他		7,640	95.30
	合計		8,017	100.00

※資料:KIP0統計

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

1. 産業財産権登録動向の概要

特許庁は2007年まで審査処理量の増加に伴い審査人材を着実に増員し、審査処理期間を短縮させたことにより、新規登録件数が過去3年間(2003年～2005年)の年平均新規登録件数(173,108件)に比べ、最近3年間(2008～2010年)の年平均登録件数(166,528件)が△3.8%の小幅な減少傾向を見せた。

2008年から新規登録が減少した原因は、対外的には米国の金融危機にともなう景気不況が、韓国の全産業部門に連鎖的な経済危機を造成し新規登録にも減少要因として作用したものと見られ、対内的には品質中心の審査パラダイムの転換にともなう審査処理量及び登録決定率の減少が主要原因と分析される。

しかし、年次登録件数は着実に増加し2008年には前年対比7.7%、2009年には前年対比21.8%、2010年には前年対比9.6%に増加した。

2. 2010年度の登録細部状況

イ. 過去5年間の設定登録状況

2010年の新規設定登録は159,977件であり、前年対比9.6%増加した。各権利別に見ると、<表VI-3-1>から分かるように、特許、実用新案、デザインは前年同期に比べ21.6%、8.9%、5.0%が各々増加し、商標は前年とほとんど変わらない。

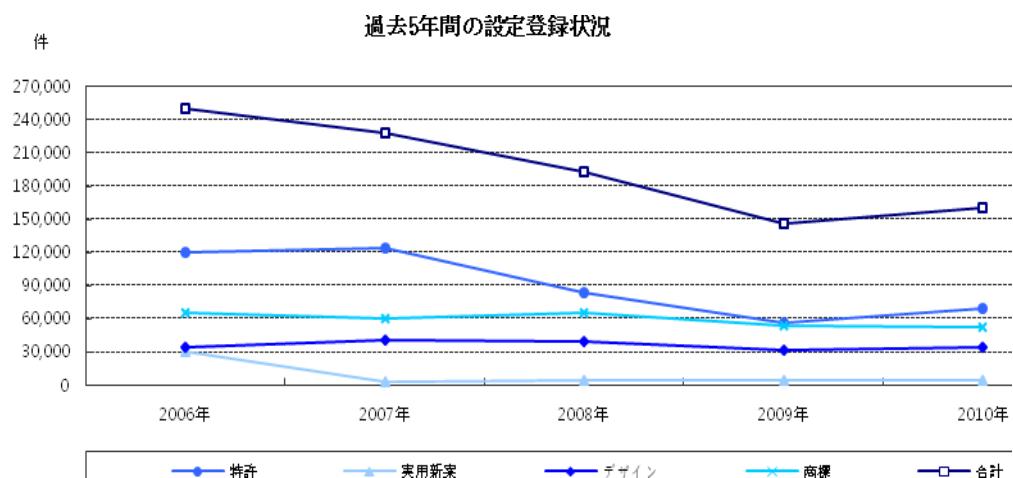
実用新案の場合は2006年10月1日の 実用新案先登録制度の廃止により正常な審査処理期間を経て登録され登録件数が急激、減少したが、2007年以後から正常化となった。

<表VI-3-1>過去5年間の設定登録状況

(単位:件、%)

年度別 権利別	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
特許	120,790 (64.3)	123,705 (2.4)	83,523 (△32.5)	56,733 (△32.1)	68,843 (21.6)
実用新案	29,736 (△9.1)	2,795 (△90.6)	4,975 (80.1)	3,949 (△20.6)	4,301 (8.9)
デザイン	34,206 (0.6)	40,745 (19.1)	39,858 (△2.2)	32,091 (△19.5)	33,697 (5.0)
商標	65,825 (13.7)	60,361 (△8.3)	65,583 (8.7)	53,155 (△19.0)	53,136 (0.0)
合計	250,557 (26.5)	227,606 (△9.2)	193,939 (△14.8)	145,926 (△24.8)	159,977 (9.6)

※注): ()は前年対比増減率



四. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

<表VI-3-2>のように産業部門別の登録状況を調べてみると、2010年度の全体新規設定登録件数のうち、国家技術発展の牽引車役割をする特許・実用新案の登録件数は73,144件で、2009年と同様に電気通信分野49.8%、機械分野15.1%であり、この2分野の占有率が64.9%と、他産業分野に比べ高い比率を示したのに対し、化学10.4%、土木建設7.3%、飲み物衛生6.4%等であった。

<表VI-3-2>2010部門別の特許・実用新案設定登録の状況

(単位:件、%)

区分		機械	化学一般	繊維	電気通信	土木建設	採光金属	飲料衛生	事務用品印刷	農林水産	雑貨	合計
2010	件数	11,024	7,592	1,016	36,413	5,312	2,783	4,675	411	1,184	2,734	73,144
	占有率	15.1	10.4	1.4	49.8	7.3	3.8	6.4	0.6	1.6	3.7	100
2009	件数	9,652	6,369	839	29,108	3,933	2,031	4,340	357	1,014	3,039	60,682
	占有率	15.9	10.5	1.4	48.0	6.5	3.3	7.1	0.6	1.7	5.0	100
前年対比 増減率		14.2	19.2	21.1	25.1	35.1	37.0	7.7	15.1	16.8	△10.0	20.5

2) 物品群別のデザイン登録状況

2010年度のデザイン新規設定登録件数は33,697件であった。<表VI-3-3>と同じように物品群別の登録占有率を見ると、土木及び建築用品15.3%、事務用品及び販売用品14.3%、住宅設備用品14.3%、電機電子機械器具及び通信機械器具11.9%、衣服身辺品8.6%、生活用品7.7%等であった。前年対比の増減率を見ると、産業用機械器具5

0.5%、趣味娯楽及び運動競技用品41.4%、電機電子機械器具及び通信機械器具34.1%、製造嗜好食品32.8%、土木及び建築用品22.2%、一般機械器具20.1%、輸送または運搬機械10.7%、住宅設備用品9.1%、衣服身辺品3.9%などが増加した反面、生活用品16.9%、事務用品及び販売用品13.4%、その他16.3%などが各々減少したが、全体的には5.0%が増加した。

<表VI-3-3>2010年の物品群別のデザイン登録状況

(単位:件、%)

区分		加工食品	衣服身の回り品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸及び運搬機械	電気電子機械器具	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他	計
2010	件数	162	2911	2,598	4,817	803	4,843	1,032	3,989	1,088	1,764	5,160	4,530	33,697
	占有率	0.5	8.6	7.7	14.3	2.4	14.3	3.1	11.9	3.2	5.3	15.3	13.4	100
2009	件数	122	2,802	3,126	4,416	568	5,594	932	2,974	906	1,172	4,224	5,255	32,091
	占有率	0.4	8.7	9.7	13.8	1.8	17.4	2.9	9.3	2.8	3.6	13.2	16.4	100
前年対比 増減率		32.8	3.9	△ 16.9	9.1	41.4	△13.4	10.7	34.1	20.1	50.5	22.2	△ 16.3	5.0

3) 部門別の商標登録状況(NICE分類)

2010年度の商標新規設定登録件数は53,136件であり(<表VI-3-4>参照)、部門別の登録占有率を見ると、化学品・薬剤部門が16.7%、機械・電気機械16.3、サービス業15.2%などの順であった。部門別の前年対比の増減率を見ると、前年度より増加した部門は、世帯台所用品13.1%、繊維・衣類9.4%など7部門で、2009年度に比べ徐々に増加した部分が多かった。

減少率はサービス業15.4%、一般金属製建築材料14.7%、ゴムプラスチック材料9.4%であり、全体的にはほとんど変動がなかった。

<表VI-3-4>2010年の部門別の商標登録状況

(単位:件、%)

区分		化 学 品	一般 金 屬 製 品、 建 築 材 料	機 械、 電 氣 機 械	繊 維、 衣 類	世 帶、 台 所 用 品	貴 金 屬、 時 計、 カ バ ン 類	樂 器、 玩 具、 タ バ ニ コ	紙、 文 具	菓 子、 食 品、 飲 み 物	ゴ ム、 塑 チ ク 材 料	サ ー ビ ス 業	そ の 他	計
20 10	件数	888.5	1,442	8,642	4,407	1,885	2,399	1,495	1,97 8	6,991	270	8,06 6	6,736	53, 136
	占有率	16.7	2.7	16.3	8.3	3.5	4.5	2.8	3.7	13.1	0.5	15.2	12.7	100
20 09	件数	8,714	1,692	9,148	4,028	1,667	2,375	1,482	1,87 2	6,809	298	9,53 8	5,532	53, 155
	占有率	16.4	3.2	17.2	7.6	3.1	4.5	2.8	3.5	12.8	0.6	17.9	10.4	100
前年対比 増減率		1.9	△ 14.7	△ 5.5	9.4	13.1	1.0	0.8	5.6	2.6	△ 9.4	△ 15.4	21.7	0.0

ハ. 個人・法人別の登録状況

2010年度の設定登録件数を個人・法人別に区分すると、(<表VI-3-5>参照)、個人28.9%、法人71.1%の割合であった。

権利別に区分してみると、特許の場合、個人15.2%、法人84.8%と、法人登録の比率が非常に高い。これは産業の高度化と構造的な変化・調整によって、資本力と体系的な研究基盤が揃っている大企業の研究所などが、産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も開発能力の高い法人の登録率が高いが、個人の産業財産権に対する認識変化と個人出願人に対する出願登録料などの各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の比率を維持している。

但し、実用新案の場合、個人登録(53.6%)が法人登録(46.4%)を大きく上回るのは、特許に比べ相対的に高度の技術を要しない発明であるため、登録が相対的に容易であることから起因するものと見られる。

<表VI-3-5>2010年の個人・法人別の登録状況

(単位:件、%)

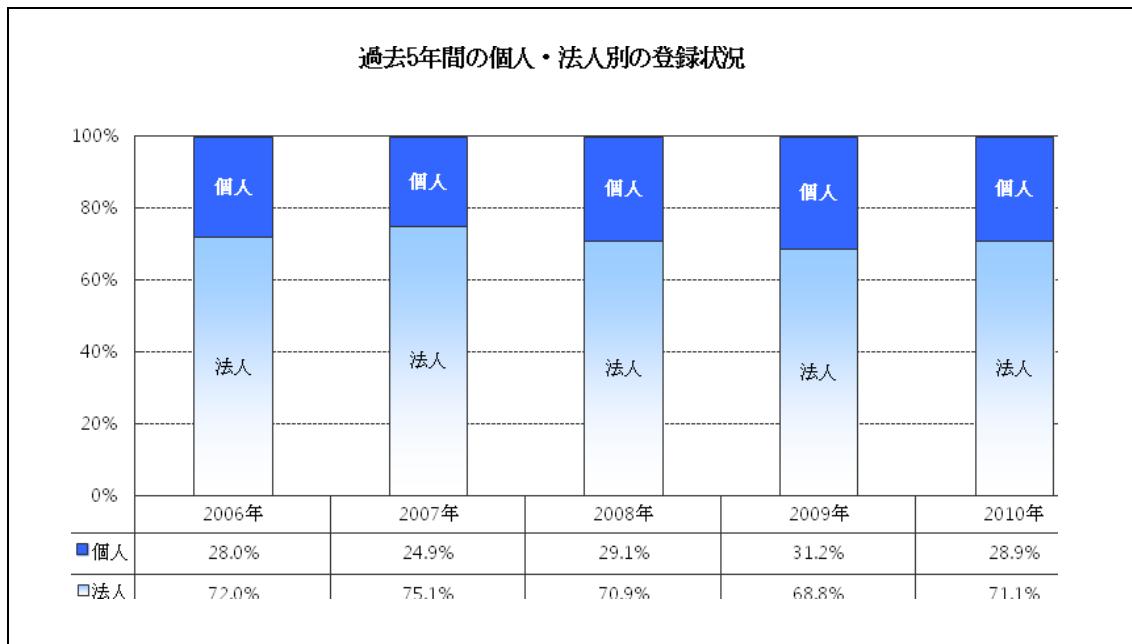
区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	10,431	15.2	58,412	84.8	68,843	100
実用新案	2,306	53.6	1,995	46.4	4,301	100
特・実小計	12,737	17.4	60,407	82.6	73,144	100
デザイン	13,629	40.4	20,068	59.6	33,697	100
商標	19,947	37.5	33,189	62.5	53,136	100
計	46,313	28.9	113,664	71.1	159,977	100

過去5年間の個人・法人別の登録推移を見ると、<表VI-3-6>からわかるように、2007年以後から個人及び法人の件数は2009年までは減少したが、2010年は前年対比各々1.6%、13.3%が増加した。

<表VI-3-6>過去5年間の個人・法人別の登録状況

(単位:件、%)

区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	前年対比 増減率
個人	70,070 (28.0)	56,715 (24.9)	56,392 (29.1)	45,588 (31.2)	46,313 (28.9)	1.6
法人	180,502 (72.0)	170,897 (75.1)	137,289 (70.9)	100,340 (68.8)	113,664 (71.1)	13.3



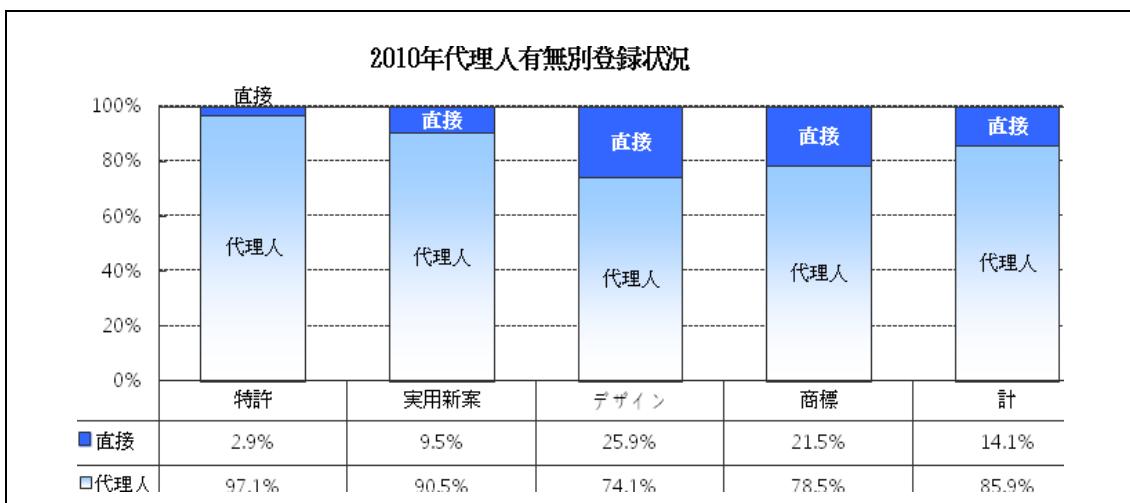
ニ. 代理人有無別の登録状況

登録手続きを誰が行ったかを見ると、<表VI-3-7>のように代理人による登録率が85.9%、権利者が直接登録手続きを行った比率が14.1%である。権利別に見ると、特許が97.1%で他の権利に比べて代理人の選任を通じた登録比率が高く、デザインが74.1%で最も低いことが分かった。

<表VI-3-7>2010年の代理人有無別の登録状況

(単位:件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録
2010	件数	66,841	2,002	3,891	410	24,954	8,743	41,666	11,470	137,352	22,625
	構成比	97.1	2.9	90.5	9.5	74.1	25.9	78.5	21.5	85.9	14.1
2009	件数	54,946	1,787	3,566	383	22,961	9,130	41,124	12,014	122,597	23,314
	構成比	96.9	3.1	90.3	9.7	71.5	28.5	77.4	22.6	84.0	16.0
2008	件数	80,594	2,776	4,336	615	30,273	9,608	52,043	13,436	167,246	26,435
	構成比	96.7	3.3	87.6	12.4	75.9	24.1	79.5	20.5	86.4	13.6



ホ. 自国民・外国人別の登録状況

2010年の設定登録状況を自国民・外国人別に区分して見ると、<表VI-3-8>のよう

に自国民128,838件(80.5%)、外国人31,139件(19.5%)を占め、登録件数が前年度より増加した。自国民の登録件数は前年比べ12.8%増加し、外国人登録件数は前年対比1.9%減少を見せた。全体的に前年度に比べて9.6%増加した。

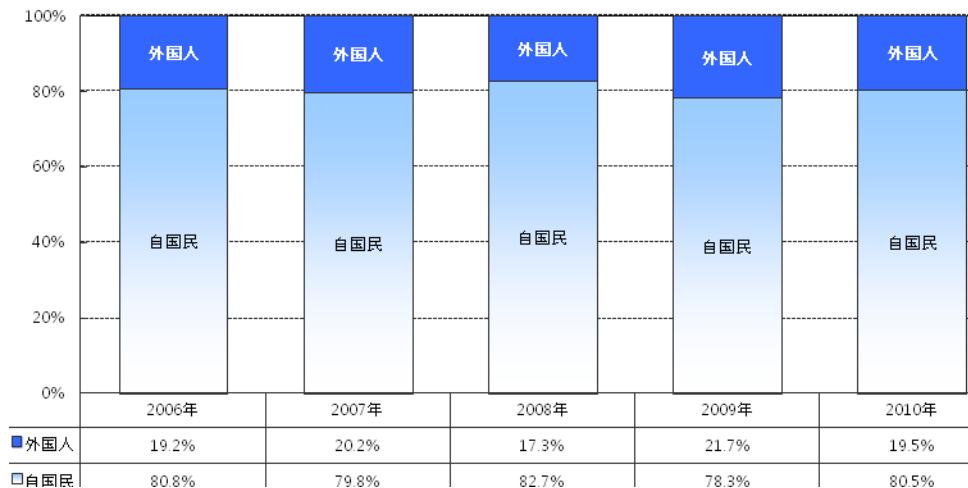
<表VI-3-8>過去5年間の自国民・外国人登録状況

(単位:件、%)

区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	前年対比 増減率
自国民	202,533 (80.8)	181,641 (79.8)	160,113 (82.7)	114,196 (78.3)	128,838 (80.5)	12.8
外国人	48,039 (19.2)	45,971 (20.2)	33,568 (17.3)	31,752 (21.7)	31,139 (19.5)	△1.9
合計	250,572 (100)	227,612 (100)	193,681 (100)	145,928 (100)	159,977 (100)	9.6

※注) () 内は占有比率

過去5年間の自国民・外国人の登録状況



へ. 自国民の地域別登録状況

2009年の自国民の登録現況を＜表VI-3-9＞のように、市・道別の住民登録上の住所地を基準にして見ると、ソウル39.7%、京畿27.5%であり、ソウル・京畿地域の居住者が67.2%で最も高かった。ソウル・京畿を除く地方自治体の中では仁川が4.3%で最も高かった。道別では 京畿・慶北・忠南・慶南順であった。

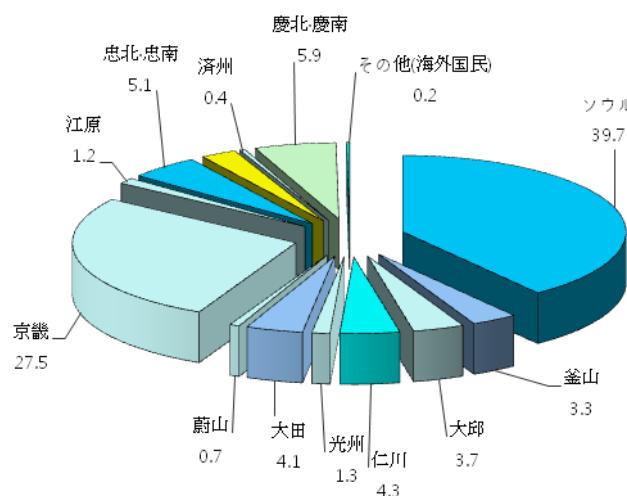
＜表VI-3-9＞2010年の市・道別の登録状況

(単位:件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州)	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	その他	合計
件数	51.0	4,28	4,74	5,49	1,74	5,32	965	35,3	1,55	2,39	4,12	1,78	1,53	4,47	3,08	546	301	128,8
	89	3	7	4	1	2		97	4	7	3	1	9	4	5			38

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州)	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	その他	合計
構成比	39.7	3.3	3.7	4.3	1.3	4.1	0.7	27.5	1.2	1.9	3.2	1.4	1.2	3.5	2.4	0.4	0.2	100

2010年市・道別の登録状況（構成比）



ト. 外国籍別設定登録状況

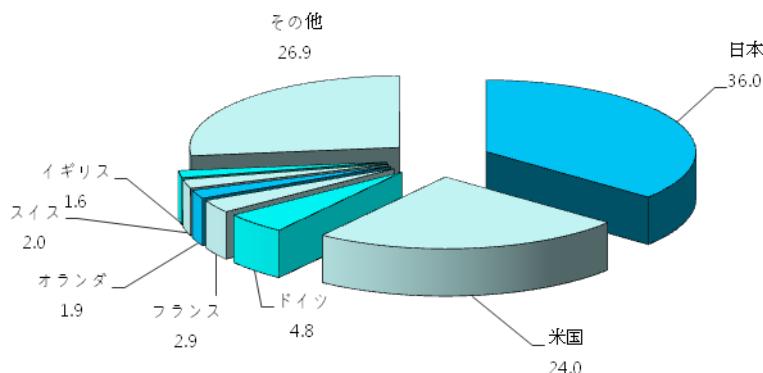
2010年度の新規設定登録件数のうち、外国人登録を＜表VI-3-10＞のように、国別に調べて見ると、全体の31,139件のうち、日本が11,195件(35.9%)、米国が7,460件(24.0%)で、これら二つの国の登録件数が全体の50%以上を占めている。基盤技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商標権より特許・実用新案権の登録を多く占めている。

＜表VI-3-10＞2010年の外国の国別設定登録状況

(単位:件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	オランダ	スイス	英国	その他	合計
特許	8,332	4,711	1,033	621	439	292	225	1,786	17,439
実用新案	6	6	0	0	0	0	0	90	102
特・実	8,338	4,717	1,033	621	439	292	225	1,876	17,541
小計	941	617	83	40	78	55	48	312	2,174
デザイン	1,916	2,126	377	239	87	265	231	6,183	11,424
商標	11,195	7,460	1,493	900	604	612	504	8,371	31,139
合計	36.0	24.0	4.8	2.9	1.9	2.0	1.6	26.9	100

2010年国別設定登録状況（構成比）



チ. 多登録企業の状況

2010年の設定登録状況を自国民のうちの多登録企業は＜表VI-3-11＞のように、LG電子（株）、三星電子（株）、現代自動車（株）などの順で多かった。多登録順位20位以内の電子・電気・自動車・通信分野の企業は、主に特許・実用新案権を、化学・生活密着形の用品分野の企業は、主にデザイン・商標権の登録比率が高かった。これは企業が主力とする特許技術戦略と密接な関連がある。

＜表VI-3-11＞2010年の自国内の多登録企業の状況

(単位:件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	LG電子株式会社	1,496	0	563	650	2,709
2	三星電子株式会社	1,595	1	749	107	2,452
3	現代自動車株式会社	1,426	0	126	21	1,573
4	(株)アモーレパシフィック	54	70	401	1,047	1,572
5	株式会社ハイニックス半導体	1,367	0	0	0	1,367
6	株式会社ポスコ	1,074	0	6	11	1,091
7	株式会社KT	606	6	18	234	864
8	LGディスプレー株式会社	787	0	2	0	789
9	三星電気株式会社	699	0	5	11	715
10	CJ第一精糖(株)	27	3	362	189	581
11	LGハウ시스	25	1	513	12	551
12	株式会社LG生活健康	38	1	165	292	496
13	株式会社東部ハイテク	414	0	0	31	445
14	エスケイテレコム株式会社	201	0	4	224	429
15	株式会社LG科学	396	1	4	5	406
16	株式会社パリクラサン	10	9	150	229	398
17	ロッテ製菓株式会社	6	1	61	252	320
18	三星重工業株式会社	176	1	8	130	315

19	株式会社オリオン	0	1	68	237	306
20	サムソンエスアイアイ株式会社	275	0	0	1	276

第2節 年次登録

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

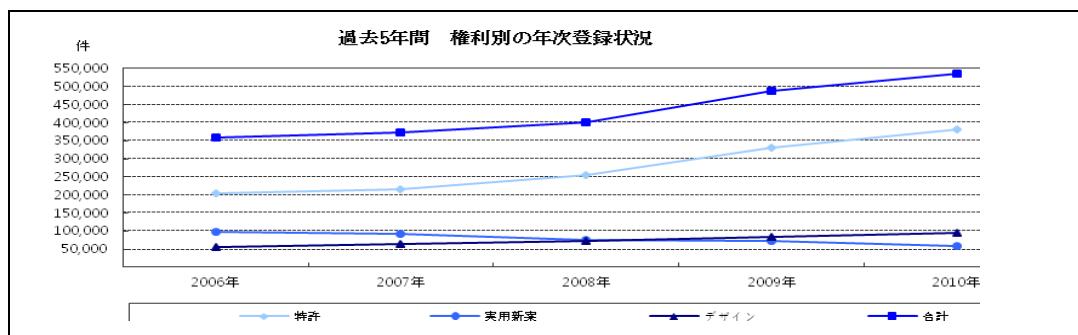
産業財産権は、新規設定登録以後にも権利の存続期間の間は所定の年次登録料を納付してこそ権利として存続させることができる。年次登録は、権利者の産業財産権保有・活用意志を表す指標であり、2010年は535,909件で前年対比9.6%増加した（＜表VI-3-12＞参照）。権利別には特許、デザインが各々15.1%、15.0%増加した反面、実用新案は21.0%減少した。

＜表VI-3-12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位:件、%)

年度別 権利別	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
特許	204,927 (9.6)	215,284 (5.1)	254,150 (18.1)	332,110 (30.7)	382,129 (15.1)
実用新案	97,006 (1.0)	93,373 (△3.7)	75,477 (△19.2)	73,355 (△2.8)	57,965 (△21.0)
デザイン	56,460 (12.6)	64,146 (13.6)	71,795 (11.9)	83,283 (16.0)	95,815 (15.0)
合計	358,393 (7.5)	372,803 (4.0)	401,422 (7.7)	488,748 (21.8)	535,909 (9.6)

※注: ()は前年対比増減率



第3節 存続権利状況

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

韓国の産業財産権登録は、1948年は11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を始め、2010年末は3,011,323件が登録された(<表VI-3-13>参照)。この中で存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は1,335,734件で、存続権利件数は1,675,589件である。

自国民と外国人を区別すると、自国民は全体の2,363,872件のうち、1,283,838件、外国人は全体の647,451件のうち、391,750件を維持している。存続権利別の比率を見ると、特許・実用新案権は自国民に、デザイン権は外国人に権利存続意志が強いことが分かった。

<表VI-3-13>2010年の現在の存続権利状況

(単位:件、%)

区分	自国民		外国人		合計		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
特許	登録	660,187	100	312,873	100	973,060	100
	消滅	203,536	30.8	129,040	41.2	332,576	34.2
	存続	456,651	69.2	183,833	48.8	640,484	65.8
実用新案	登録	410,480	100	14,264	100	424,744	100
	消滅	325,661	79.3	12,597	88.3	338,258	79.6
	存続	84,819	20.7	1,667	11.7	86,486	20.3
デザイン	登録	519,854	100	45,335	100	565,189	100
	消滅	312,536	60.1	25,020	55.2	337,556	59.7
	存続	207,318	39.9	20,315	44.8	227,633	40.3

商標	登録	773, 351	100	274, 979	100	1, 048, 330	100
	消滅	238, 301	30. 8	89, 043	32. 4	327, 344	31. 2
	存続	535, 050	69. 1	185, 936	67. 6	720, 986	68. 8
合計	登録	2, 363, 872	100	647, 451	100	3, 011, 323	100
	消滅	1, 080, 034	45. 7	255700	39. 4	1, 335, 734	44. 4
	存続	1, 283, 838	54. 3	391, 751	60. 5	1, 675, 589	55. 6

第4節 國際商標(マドリット)登録状況

顧客協力局 登録課 行政事務官 ユン・ジョンピル

韓国が2003年4月10日にマドリット議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて國際商標を登録し、2004年652件、2005年3,064件、2006年4,307件、2007年4,362件、2008年6,701件、2009年度8,039件で計27,125件が登録された。

OECD会員国の中、米国、日本及びヨーロッパ主要国などが73.5%を占めている(表VI-3-14>参照)。

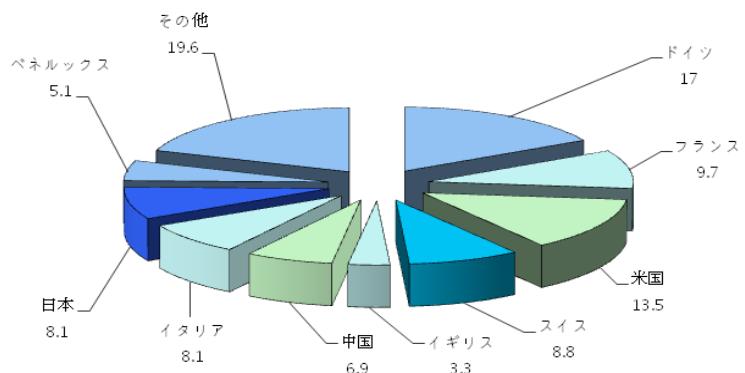
2004年度には、新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以後からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般の登録業務も併行しており、国際商標登録件数も持続的に増加すると予想される。

表VI-3-14>2010年の現在の国別国際商標(マドリット)登録状況

(単位:件、%)

区分	ドイツ	フランス	米国	スイス	イタリア	日本	中国	ベネルクス	英国	その他	合計
登録	5,503	3,138	4,396	2,869	2,626	2,614	2,232	1,660	1,063	6,356	32,457
構成比	17.0	9.7	13.5	8.8	8.1	8.1	6.9	5.1	3.3	19.6	100

国別の国際商標登録状況(構成比)



第4章 審査分野

第1節 総括

電機電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 クアク・ジュンヨン

2010年の産業財産権1次審査処理の全体件数は29万 2,908件で、前年度の23万 6,630件より23.8%増加した。権利別に調べてみると、特許12万 5,633件、実用新案1万2,307件、商標10万 6,945件、デザイン4万 8,023件であり、前年対比各々33.2%、9.8%、19.3%、15.8%が増加した。このように審査処理件数が増加した理由は、審査官を69人増員し、審査効率性を向上したためだ。

外国人のPCT国際調査申請件数の急増により、PCT国際調査報告書作成件数は20,810件で、前年度の16,926件より22.9%増加した。

一方、特許庁は特・実18.5ヶ月、商標10.6ヶ月、デザイン10.0ヶ月の1次審査処理期間を達成し、2009年に続き2010年にも主要国よりはやい水準の審査サービスを提供した。

＜表VI-4-1＞権利別の審査処理状況

(単位:件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)

2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (292,908)

※注) 1. 特・実はその他処分(審査請求前の取消、放棄、無効など)を含む。

デザイン・商標は取下げ、放棄、無効は含まない。

2. 1次審査処理基準である。

3. デザイン・商標の場合()内は複数デザイン・多類基準である。

第2節 特許及び実用新案

電機電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 クアク・ジュンヨン

1. 特許出願の審査

2010年の特許出願の1次審査処理件数は12万 5,633件であり、2009年に比べ33.2%が増加した。このうちの9.0%に該当する11,276件が1次審査と同時に登録決定され、8.2%に該当する11万 822件が意見提出が通知された。出願から1次審査までに要した特許審査処理期間は、2009年に続き主要国のうち、最も速い18.5ヶ月を維持した。

<表VI-4-2>特許1次審査処理状況

(単位:件)

区分	計	登録決定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2005年	131,115 (100.0%)	21,860 (16.7%)	106,096 (80.9%)	410 (0.3%)	2,749 (2.1%)	17.6ヶ月
2006年	195,395 (100.0%)	39,440 (20.2%)	151,365 (77.5%)	912 (0.4%)	3,678 (1.9%)	9.8ヶ月
2007年	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	96,997 (75.1%)	693 (0.5%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008年	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,461 (83.2%)	505 (0.5%)	3,348 (3.5%)	12.1ヶ月
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヶ月
2010年	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される比率は、2005年以降、約20%水準を維持してきたが、2008年12.8%、2009年8.1%、2010年9.0%に減少した。これは世界的な審査品質を重視する傾向により、審査品質を中心に特許審査政策のパラダイムを転換(2008年6月)した以降、多様な審査品質を高める政策を施行した結果であると分析される。

2010年の特許出願の審査終結処理件数は計11万356件であり、2009年に比べ23.6%増加した。このうちの62.7%に該当する6万9,162件が登録査定され、34.6%に該当する3万8,232件が拒絶査定となった。これは前年に比べると登録査定率は3.6%が増加し、拒絶決定率は3.1%が増加した。出願の取下げ・放棄・無効は2,962件であり、全体の審査終結処理件数の2.7%に該当し、2009年に比べ0.5%減少した。

<表VI-4-3>特許審査終結処理状況

(単位:件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2005年	118,092 (100.0%)	78,397 (66.4%)	36,946 (31.3%)	2,749 (2.3%)
2006年	174,631 (100.0%)	127,298 (72.9%)	43,655 (25.0%)	3,678 (2.1%)
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6%)	2,962 (2.7%)

2010年の特許出願の1次審査処理件数と、審査終結処理件数が前年に比べ増加したことは、審査官が69人増員され、審査の効率が向上したからだ。

四. 実用新案出願の審査

実用新案の出願1次審査処理件数は、1999年7月に施行した実用新案先登録制度以前に出願された量の審査請求が減少し、2005年17件、2006年10件の審査処理件数が減少傾向を見せ、2006年10月の実用新案先登録制度が廃止となり、実用新案審査主義に転換されたことにより実用新案の審査請求件数が増え、2010年には12,043件が審査処理された。

<表VI-4-4>実用新案1次審査処理状況

(単位:件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄
2005年	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)		—
2006年	10 (100.0%)	—	10 (100.0%)		—
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,374 (73.2%)	15 (0.2%)	—
2008年	12,708 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,236 (80.5%)	73 (0.6%)	686 (5.4%)
2009年	10,732 (100%)	958 (8.9%)	9,222 (85.9%)	47 (0.5%)	505 (4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)

実用新案の審査終結処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2010年には11,216件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%と減少したが、2007年には74.7%であったのを除外すると、2009年38.9%、2010年43.3%で減少傾向を維持している。

<表VI-4-5>実用新案の審査終結処理状況

(単位:件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2005年	158 (100.0%)	84 (53.2%)	74 (46.8%)	—
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	—
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	—
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月の先登録制度の廃止により、2010年に1次審査処理264件、審査終結処理33件と減少した。

<表VI-4-6>旧実用新案の(先登録制度)審査状況

(単位:件)

区分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定登録	意見提出	その他通知	取下・放棄	計	設定登録	取消査定	取下・放棄無効・却下	計
2005年	31,247	17,885	63	105	49,300	41,428	4,485	3,833	49,746
2006年	28,187	16,989	82	2	45,260	37,640	3,285	4,015	44,940
2007年	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008年	233	871	12	—	1,116	900	742	—	1,642
2009年	96	375	5	—	476	306	308	—	614
2010年	52	211	1	—	264	152	180	—	332

ハ. PCT国際調査及び予備審査

2010年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は、2009年対比22.9%増加した20,810件を作成し、PCT予備審査報告書は、2009年対比10.5%減少した324件を作成した。

<表VI-4-7>PCT国際調査及び予備審査の状況

(単位:件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	副作成宣言書	予備審査報告書
2005年	3,649	14	841
2006年	4,754	35	639
2007年	8,280	51	586

2008年	12,936	84	474
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324

第3節 商標及びデザイン

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 パク・ジュヨン

1. 商標登録出願審査

イ. 商標登録出願の審査

商標登録出願の1次審査処理量は133,212件であり、このうちの56.6%に該当する75,423件は公告査定、43.4%に該当する57,789件は意見提出通知をした。1次審査処理量が増加したのは、増加傾向の審査処理期間の短縮のために審査官別の処理目標を上方修正したためだ。1次審査処理期間は2010年の年平均基準10.6ヶ月で、2009年末基準の9.7ヶ月より0.9ヶ月増加したが、審査目標の処理期間である11.0ヶ月を達成した。

<表VI-4-8>商標登録出願1次審査処理状況

(単位:件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	—	10.6ヶ月
2009年	109,245 (100)	63,285 (55.0)	45,960 (45.0)	—	9.7ヶ月
2008年	162,697 (100)	79,197 (48.7)	83,007 (51.0)	493 (0.3)	6.5ヶ月
2007年	171,858 (100)	82,020 (47.7)	88,164 (51.3)	1,674 (1.0)	5.7ヶ月
2006年	172,045 (100)	88,931 (51.7)	81,126 (472)	1,988 (1.2)	5.9ヶ月

※注) 多類基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

※()は構成比

最終的な審査処理件数は125,161件であり、このうちの79.2%である99,127件が登録査定、20.8%である26,034件が拒絶され、前年度に比べて登録査定率が多少低くなつた。

<表VI-4-9>商標登録の出願審査終結処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2009年	115,515 (100)	92,013 (79.7)	23,138 (20.3)
2008年	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2007年	155,357 (100)	118,528 (76.3)	36,829 (23.7)
2006年	170,526 (100)	130,175 (76.3)	40,351 (23.7)

※注) 多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標の登録出願審査

国際商標登録出願の1次審査処理量は15,932件であり、このうちの23.3%に該当する3,713件は公告査定、76.7%に該当する12,219件は意見提出通知をした。1次審査処理量が減少したのは、出願件数の減少によって審査対象量が減少したことにより国際商標審査官が一部減少したためだ。1次審査処理期間は2010年の年平均基準9.9ヶ月であり、2009年末の基準である9.1ヶ月より0.8ヶ月増加し、審査目標処理期間である11.0ヶ月を達成した。

<表VI-4-10>国際商標の登録出願1次審査処理状況

(単位:件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	—	9.9ヶ月
2009年	17,286 (100)	3,779 (21.9)	13,507 (78.1)	—	9.1ヶ月
2008年	23,578 (100)	4,479 (19.0)	19,099 (81.0)	—	7.6ヶ月
2007年	17,746 (100)	2,888 (16.3)	14,858 (83.7)	—	8.9ヶ月
2006年	15,033 (100)	1,870 (12.4)	13,163 (87.6)	—	8.8ヶ月

※注) 多類商標基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

※()は構成比

最終的な審査処理件数は15,293件であり、このうちの76.6%である11,712件が登録査定され、23.4%である3,581件が拒絶された。

<表VI-4-11>国際商標の登録出願審査終結処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2009年	23,220 (100)	16,149 (69.5)	7,071 (20.5)
2008年	19,009	13,376	5,633

	(100)	(70. 4)	(29. 6)
2007年	13, 211	8, 401	4, 810
	(100)	(63. 6)	(36. 4)
2006年	12, 093	7, 994	4, 009
	(100)	(66. 1)	(33. 9)

※ ()は構成比

2. デザイン登録出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理量は49, 778件であり、このうちの54. 2%に該当する26, 985件は登録査定、45. 8%に該当する22, 793件は意見提出通知をした。1次審査処理量が増加したのは、商標と同じように増加傾向の審査処理期間の短縮により審査官別の処理目標を上方修正したからだ。

1次審査処理期間は2010年の年平均基準9. 4ヶ月であり、2009年末の基準9. 0ヶ月より0. 4ヶ月増加し、審査処理目標期間である11. 0ヶ月を達成した。

＜表VI-4-12＞デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2010年	49, 778 (100)	26, 985 (54. 2)	22, 793 (45. 8)	—	9. 4ヶ月
2009年	43, 769 (100)	23, 404 (53. 5)	20, 365 (46. 5)	—	9. 0ヶ月
2008年	51, 492 (100)	26, 844 (52. 1)	24, 549 (47. 7)	99 (0. 2)	5. 6ヶ月
2007年	58, 587 (100)	33, 758 (57. 6)	24, 694 (42. 1)	135 (0. 2)	5. 5ヶ月

2006年	48,369 (100)	31,335 (64.8)	16,910 (35.0)	124 (0.2)	5.9ヶ月
-------	-----------------	------------------	------------------	--------------	-------

※注) 復讐デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

※()は構成比

最終的な審査処理件数は48,237件であり、このうちの83.7%に該当する40,387件は登録査定、16.3%に該当する7,850件は拒絶査定され、前年度に比べて登録査定率が多少高まった。

<表VI-4-13>デザイン登録出願審査終結処理状況

(単位:件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2010年	48,237 (100)	40,387 (83.7)	7,850 (16.3)
2009年	44,178 (100)	36,179 (81.9)	7,684 (18.1)
2008年	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2007年	54,999 (100)	46,539 (84.6)	8,460 (15.4)
2006年	47,211 (100)	42,183 (89.3)	5,028 (10.7)

※注) 復讐デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録の出願に対する異議申請件及び異議申請率、異議引用率などは次の表と同じだ。商標登録出願を基準に簡単に調べて

みると、2010年の商標登録の異議申請件は1,676件で、出願公告件数の2.2%に該当し、異議決査定のうちの異議申請が理由があると引用された比率は46.2%だ。

<表VI-4-14>異議申請件数、異議申請率及び異議引用率

(単位:件、%、ヶ月)

区分	2009			2010		
	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標
公告/登録件数(A)	55,123	11,908	3,750	75,423	9,871	3,713
異議申請件数(B)	1,447	62	57	1,676	56	37
異議申請率(B/A)	2.6	0.5	1.5	2.2	0.6	1.0
異議査定件数(C)	1,701	64	50	1,452	47	38
異議引用件数(D)	784	42	17	671	33	9
異議引用率(D/C)	46.1	65.6	34.0	46.2	70.2	23.7

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

特許審判院 審判政策課 行政主事 オ・ジョンチョル

1. 権利別審判請求及び処理件数の状況

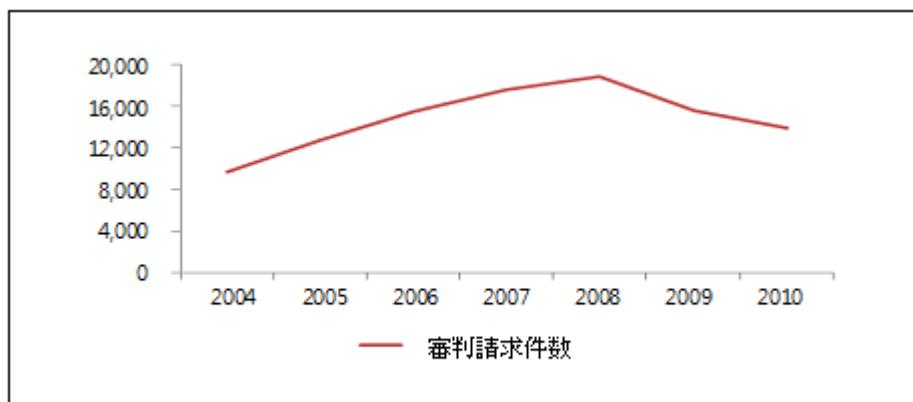
審判請求件数は2010年13,872件であり、前年対比11.0%減少した。権利別に見ると、特許12.2%、実用新案32.5%、商標5.0%が減少し、デザインは3.9%増加した。審判請求件数は2009年から2年連続減少したが、これは長期的な景気低迷及び出願件数の減少などが主な原因と判断される。

<表VI-5-1>権利別の審判請求状況

(単位:件、%)

年度)		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
請求 (増加 率)	特許	4,798 (25.6)	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)	10,950 (12.6)	12,238 (11.8)	10,561 (△13.7)	9,270 (△12.2)
	実用	827 (4.9)	786 (△5.0)	765 (△2.7)	753 (△1.6)	906 (20.3)	828 (△8.6)	559 (△32.5)
	デザイン	544 (△8.4)	480 (△11.8)	503 (4.8)	601 (19.5)	766 (27.5)	663 (△13.4)	689 (3.9)
	商標	3,498 (9.5)	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)	5,296 (17.7)	4,954 (△6.5)	3,531 (△28.7)	3,354 (△5.0)
	計	9,667 (15.1)	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)	17,600 (13.6)	18,864 (7.2)	15,583 (△17.4)	13,872 (△11.0)

<図VI-5-1>権利別の審判請求状況



審判処理件数は、2010年は9,274件であり、前年対比5.0%の減少率を見せ、特許は前年対比5.3%、デザインは2.8%増加した。

<表VI-5-2>権利別の審判処理及び前置登録状況

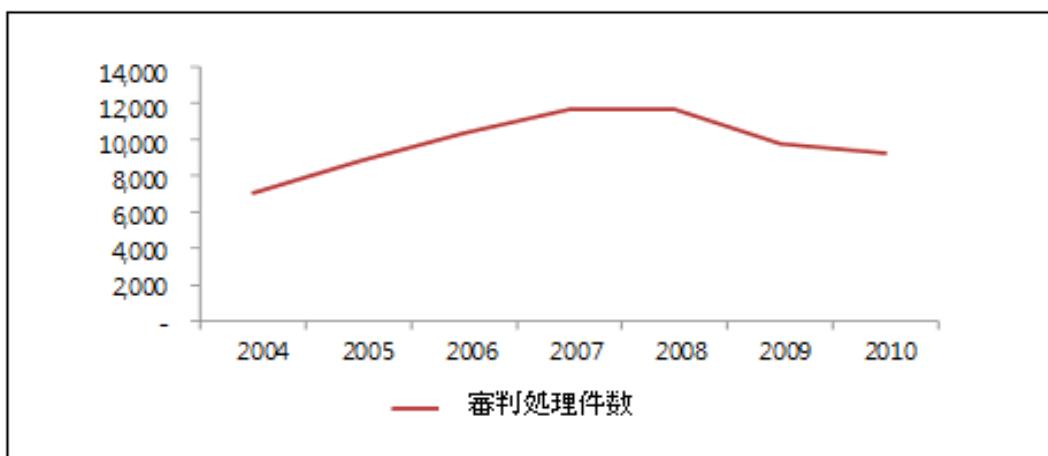
(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
処理 (増加 率)	特許	2,292 (81.2)	3,537 (54.3)	4,876 (37.9)	5,696 (16.8)	5,258 (△7.7)	4,719 (△10.3)	4,969 (5.3)
	実用	868 (21.4)	1,033 (19.0)	842 (△18.5)	839 (△0.4)	732 (12.8)	545 (△25.5)	500 (△8.3)
	デザイン	519 (△1.1)	468 (△9.8)	420 (△10.3)	484 (15.2)	542 (12.0)	605 (11.6)	622 (2.8)
	商標	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)	4,196 (10.8)	4,607 (9.8)	5,096 (10.6)	3,895 (△23.6)	3,183 (△18.3)
	計	7,042 (28.2)	8,826 (25.3)	10,334 (17.1)	11,626 (12.5)	11,628 (0.0)	9,764 (△16.0)	9,274 (△5.0)
前置 登録	特許	1,759 (12.0)	3,035 (72.5)	4,651 (53.2)	5,291 (13.8)	5,163 (△2.4)	4,849 (△6.1)	4,370 (△9.9)

(増加率)	実用	8 (△38.5)	8 (0.0)	—	9	94 (944.4)	138 (46.8)	104 (△24.6)
	デザイン	66 (53.5)	50 (△24.2)	37 (△26.0)	29 (△21.6)	39 (34.5)	46 (17.9)	27 (△41.3)
	商標	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,833 (12.7)	3,093 (68.7)	4,688 (51.6)	5,329 (13.7)	5,296 (△0.6)	5,033 (△5.0)	4,501 (△10.6)

※処理は無効処分及び前置登録件を除外

<図VI-5-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別の審判請求件数率は、韓国内企業が40.1%、外国企業が33.1%、外国人を含む個人が21.5%を占めている。

<表VI-5-3>審判請求人別の審判請求状況

(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
自国	特許	739	977	1,275	1,743	1,719	1,664	1,441

個人	実用	453	415	413	388	449	474	302
	デザイン	285	232	246	334	354	338	329
	商標	858	1,011	1,007	1,163	1,008	677	798
	計	2,335 (24.2)	2,635 (20.7)	2,941 (19.0)	3,628 (20.6)	3,530 (18.7)	3,153 (20.2)	2,870 (20.7)
	特許	24	79	82	91	94	72	74
外国人個人	実用	3	—	1	2	—	2	4
	デザイン	—	2	2	1	2	3	7
	商標	28	40	47	70	56	30	32
	計	55 (0.6)	121 (0.9)	132 (0.8)	164 (0.9)	152 (0.8)	107 (0.7)	117 (0.8)
	特許	2,230	3,127	4,510	4,771	5,195	4,347	3,623
韓国内企業	実用	355	354	338	352	443	335	235
	デザイン	223	219	226	235	363	283	316
	商標	1,448	1,739	1,643	2,022	1,816	1424	1,386
	計	4,256 (44.0)	5,439 (42.6)	6,717 (43.4)	7,380 (41.9)	7,817 (41.4)	6,389 (41.0)	5,560 (40.1)
	特許	1,641	2,701	3,434	3,854	4,494	3,775	3449
外国企業	実用	12	15	6	7	6	9	12
	デザイン	34	26	26	26	41	38	33
	商標	1,116	1,454	1,687	1,975	2,020	1,342	1,098
	計	2,803 (29.0)	4,196 (32.9)	5,153 (33.3)	5,862 (33.3)	6,561 (34.8)	5,164 (33.1)	4,589 (33.1)

公的研究機関	特許	83	131	132	230	358	324	290
	実用	2	—	—	1	4	4	1
	デザイン	—	—	—	1	6	—	4
	商標	1	7	4	2	3	2	21
	計	86 (0.9)	138 (1.1)	136 (0.9)	234 (1.3)	371 (2.0)	330 (2.1)	316 (2.3)
大学	特許	49	90	62	200	331	330	364
	実用	—	—	—	1	1	2	2
	デザイン	—	—	—	—	—	1	—
	商標	7	5	7	12	4	26	6
	計	56 (0.6)	95 (0.7)	69 (0.4)	213 (1.2)	336 (1.8)	359 (2.3)	372 (2.7)
その他	特許	32	37	230	61	47	49	29
	実用	2	2	7	2	3	2	3
	デザイン	2	1	3	4	—	—	—
	商標	40	90	103	52	47	30	16
	計	76 (0.8)	130 (1.0)	343 (2.2)	119 (0.7)	97 (0.5)	81 (0.5)	48 (0.3)

※その他:国家、自治団体など

※()は構成比(%)

3. 自国民・外国人間の審判請求状況

2010年度当事者系審判は計3,472件が請求され、このうちの自国民同士の審判請求は2,604件(75.0%)、自国民と外国人間の審判請求は790件(22.8%)、外国人と外国人間

の審判請求は78件(2.2%)である。

＜表VI-5-4＞自国民・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
自国内	特許	509	651	790	919	1026	899	966
	実用	539	474	481	457	445	313	250
	デザイン	382	317	356	415	495	418	459
	商標	876	1,005	1,045	1,073	1,055	957	929
	計	2,306	2,447	2,672	2,864	3,021	2,587	2,604
韓国 内・外国	特許	89	87	90	98	107	95	79
	実用	1	1	—	3	8	1	2
	デザイン	2	1	7	2	6	—	3
	商標	180	209	153	205	219	149	203
	計	272	298	250	308	340	245	287
外内国	特許	4	20	18	58	43	29	16
	実用	5	4	6	5	3	1	—
	デザイン	14	9	21	10	17	3	10
	商標	347	436	567	548	713	457	477
	計	370	469	612	621	776	490	503
外外国	特許	13	19	6	5	7	5	9
	実用	—	—	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	1	—	—

	商標	71	94	79	92	124	65	69
	計	84	113	85	97	132	70	78

※内内国：請求人は自国民・被請求人も自国民、内外国：請求人は自国民・被請求人は外国人、外内国：請求人は外国人・被請求人は自国民、外外国：請求人は外国人・被請求人も外国人

4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況

2010年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計466件であり、そのうち、商標に対する審判請求が387件で83.0%を占めている。外国企業の審判請求は274件(58.8%)で、国内企業が審判請求した192件(41.2%)より高いことが分かった。特許及び実用新案の場合は、国内企業が外国企業に比べ4.9倍程度多く審判請求をしていることが分かった。

<表VI-5-5>内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位:件、%)

請求人	区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	被請求人	権利別							
国内企業	外国企業	特許	81	85	88	73	70	72	58
		実用	2	1	—	—	8	2	1
		デザイン	—	1	6	—	5	—	3
		商標	131	126	107	147	137	105	130
		計	214	213	201	220	220	179	192
外国企業	韓国内企業	特許	2	16	14	55	37	21	12
		実用	2	6	5	5	3	1	—
		デザ	6	3	11	2	7	—	5

		イン							
	商標	226	258	281	300	353	226	257	
	計	236	283	311	362	400	248	274	

5. 中小企業・大企業の審判請求状況

中小企業と大企業間の審判請求件数は、2010年は168件で前年対比△7.2%減少し、そのうち、商標が123件で73.2%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争がたくさん発生していることが明らかになった。

<表VI-5-6>中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	18	47	44	70	63	49	32
実用	16	15	15	18	8	6	4
デザイン	14	25	14	7	18	18	9
商標	177	126	129	138	173	108	123
計	225	213	202	233	262	181	168

※中小企業:中小企業基本法に基づいた企業

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2010年は9.9ヶ月で前年対比1.9ヶ月が遅れた。

<表VI-5-7>年度別の審判処理期間状況

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許・実用	12.0	9.6	8.1	5.9	5.9	8.0	10.6

商標・デザイン	5.4	5.8	5.6	5.9	5.6	8.0	9.1
計	8.2	7.8	6.9	5.9	5.7	8.0	9.9

第2節 特許法院の訴提起及び判決状況

特許審判院 訴訟業務チーム 行政事務官 イ・ソンジェ

1998年に特許法院が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許法院に訴を提起した比率は、1999年26.0%と2010年15.7%の減少傾向を見せている。また、審決取消率(特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取消した比率)は2010年21.3%で、過去5年間の審決取消率23.9%に比べて多少減少した。訴提起率が減少したことは、特許審判院の審決に対する全般的な受入れ率が高まったためであり、審決取消率が減少したことは、特許審判院の審決の正確度が高まったためだと見られる。

<表VI-5-8>特許法院の訴提起及び判決状況

(単位:件、%)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
訴提起												
可能審決	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599	6,452	6,195
訴提起	995	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414	1,431	979	972
提訴率(%)	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8	15.2	15.7
判決件数	911	791	796	766	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	931
取消判決	235	188	217	236	206	219	246	328	293	340	270	198
取消率(%)	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4	23.6	21.3

第3節 大法院の上告提起及び宣告状況

特許審判院　訴訟の業務チーム　行政事務官? イ・ソンジェ

特許法院の判決に不服して大法院に上告した比率は、2010年は39.4%で過去5年間の上告率39.1%とあまり変わらない。上告審で特許法院の判決を破棄した比率は、2010年は11.5%で過去5年間の破棄率10.2%に比べて多少高く現れた。

<表VI-5-9>大法院の上告提起及び宣告状況

(単位:件、%)

年度		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許法院 判決		911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144	931
上告	件数	316	393	355	308	300	363	366	416	523	559	468	367
	上告 率(%)	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0	35.1	41.8	38.5	40.9	39.4
大法院宣告		241	365	461	368	283	383	294	473	520	580	556	400
破棄	件数	24	27	66	61	32	41	45	44	51	63	54	46
	破棄 率(%)	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9	9.3	9.8	10.9	9.7	11.5